

檜山北部 3 町  
新町まちづくりプラン

平成 1 6 年 3 月

檜山北部 3 町合併問題協議会

# 目次

はじめに .....	1
------------	---

1 新町まちづくりプラン策定の目的 .....	2
2 新町まちづくりプランの役割と期間 .....	3
(1) 新町まちづくりプランの役割 .....	3
(2) 新町まちづくりプランの期間 .....	3
3 新町まちづくりプランの内容構成 .....	4

第1章 檜山北部3町の現況 .....	5
---------------------	---

1 檜山北部3町の概要 .....	6
(1) 位置・地勢・面積 .....	6
(2) 3町の概要 .....	7
2 人口・世帯の状況 .....	10
(1) 人口の状況 .....	10
(2) 世帯の状況 .....	15
3 土地利用の状況 .....	16
4 道路・交通条件 .....	18
(1) 広域からみた檜山北部3町 .....	18
(2) 主要な道路・交通網 .....	19
5 産業の状況 .....	20
(1) 就業人口 .....	20
(2) 農業 .....	22
(3) 林業 .....	24
(4) 水産業 .....	24
(5) 工業 .....	26
(6) 商業 .....	28
(7) 観光 .....	29
(8) 経済団体等の状況 .....	30

6	3町の結びつきの状況	31
	(1) 通勤の状況	31
	(2) 通学の状況	32
7	行政サービス・公共施設等の状況	33
	(1) 教育・文化等	33
	(2) 福祉・医療	36
	(3) 生活環境等	41
	(4) 町税・手数料等	44
8	行財政の状況	46
	(1) 行政組織・機構	46
	(3) 議会	49
	(4) 財政の状況	50
9	広域行政の状況	54

第2章	合併の必要性と効果、懸念事項	55
-----	----------------	----

1	合併を検討する必要性	56
	(1) 人口減少と少子・高齢化への対応のために	56
	(2) 地方分権への対応のために	56
	(3) 硬直化した行財政に対応するために	57
	(4) 産業の再構築と地域活力の向上のために	57
	(5) 日常生活圏の拡大に対応するために	58
	(6) 快適な生活環境の確保のために	58
2	合併の効果	59
	(1) 合併による経費削減と財政措置	59
	(2) 行政能力の強化と行政サービスの向上	61
	(3) 広域的視点に立った効果的なまちづくりの推進	62
3	合併で懸念される事項とその対応の方向	63

第3章	地域の特性とまちづくりの課題	66
-----	----------------	----

1	地域の特性	67
2	現行総合計画にみるまちづくりの方向性	69

3 まちづくりの課題 .....	71
------------------	----

第4章 新町の将来像 .....	74
------------------	----

1 新町の将来像 .....	75
2 将来像実現のための基本施策 .....	76
3 人口の見通し .....	89
(1) 人口 .....	89
(2) 世帯数 .....	89
4 土地利用の方向 .....	91
(1) 土地利用の基本方針 .....	91
(2) 土地利用の現状 .....	92

はじめに

## 1 新町まちづくりプラン策定の目的

先行きの見えない経済情勢、国や地方の厳しい財政状況などを背景に、国・地方を通じた構造改革と制度改革の実施、また、少子・高齢化の進展など、住民に最も身近な基礎的自治体である町を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、平成12年4月には地方分権一括法が施行され、中央主権型から地方分権型への転換が始まり、地方自治の確立が強く求められる時代となりました。

檜山北部3町（大成町、瀬棚町、北檜山町）においても、人口の減少や少子・高齢化、長引く不況の影響による地域産業など、社会・経済情勢の大きな変化の中で直面する様々な課題に的確に対応し、安心して暮らせる地域づくりや魅力ある生活の実現のための一つの選択肢として、市町村合併を考えるべき時期を迎えています。

市町村合併は行政はもとより、地域住民の日常生活や産業活動等に大きな影響を及ぼすものであることから、住民が合併について考えるための材料を提供する必要があります。

このため檜山北部3町合併問題協議会では、檜山北部3町が合併した場合に、どのような「まち」をめざすのかについてのイメージを示し、住民の検討材料の一つとして活用していくとともに、住民意向を十分に反映しながら今後の検討を進めていくため、「新町まちづくりプラン」を策定しました。

## 2 新町まちづくりプランの役割と期間

### (1) 新町まちづくりプランの役割

「策定の趣旨」を踏まえ、新町まちづくりプランの役割をまとめると以下のとおりとなります。

#### 檜山北部3町の合併後の将来像を描いたもの

新町まちづくりプランは、檜山北部3町合併問題協議会において、3町の現状と課題等を明らかにし、これまで独自のまちづくりを進めてきた3町を一体的な地域と捉え、仮に3町が合併した場合の新しい「まち」の将来像を描いたものです。

#### 地域住民が合併について判断する材料となるもの

新町まちづくりプランは、3町の合併の背景や効果、懸念される事項などをとりまとめたものであり、住民が3町の合併について判断する材料の一つとして活用するものとします。

#### 新町建設計画の基礎となるもの

新町まちづくりプランは法定合併協議会に移行した場合に、具体的なまちづくりの方向性を示した「新町建設計画」の基礎となるものとして策定しています。

なお、新町で実際に行うまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する総合計画（基本構想・基本計画）に委ねるものとします。

### (2) 新町まちづくりプランの期間

新町まちづくりプランは、新しい「まち」の長期的な将来を展望したもので、合併後おおむね10年後を見通したものとします。

### 3 新町まちづくりプランの内容構成

「檜山北部3町新町まちづくりプラン」は、策定の目的及び役割に基づき、以下の内容で構成しています。

#### はじめに

- 1 新町まちづくりプラン策定の目的
- 2 新町まちづくりプランの役割と期間
- 3 新町まちづくりプランの内容構成

#### 第1章 檜山北部3町の現況

- 1 檜山北部3町の概要
- 2 人口・世帯の状況
- 3 土地利用の状況
- 4 道路・交通条件
- 5 産業の状況
- 6 3町の結びつきの状況
- 7 行政サービス・公共施設等の状況
- 8 行財政の状況
- 9 広域行政の状況

#### 第2章 合併の必要性と効果、懸念事項

- 1 合併を検討する必要性
- 2 合併の効果
- 3 合併で懸念される事項とその対応の方向

#### 第3章 地域の特性とまちづくりの課題

- 1 地域の特性
- 2 現行総合計画にみるまちづくりの方向性
- 3 まちづくりの課題

#### 第4章 新町の将来像

- 1 新町の将来像
- 2 将来像実現のための基本施策
- 3 人口の見通し
- 4 土地利用の方向

## 第 1 章 檜山北部 3 町の現況

## 1 . 檜山北部3町の概要

### (1) 位置・地勢・面積

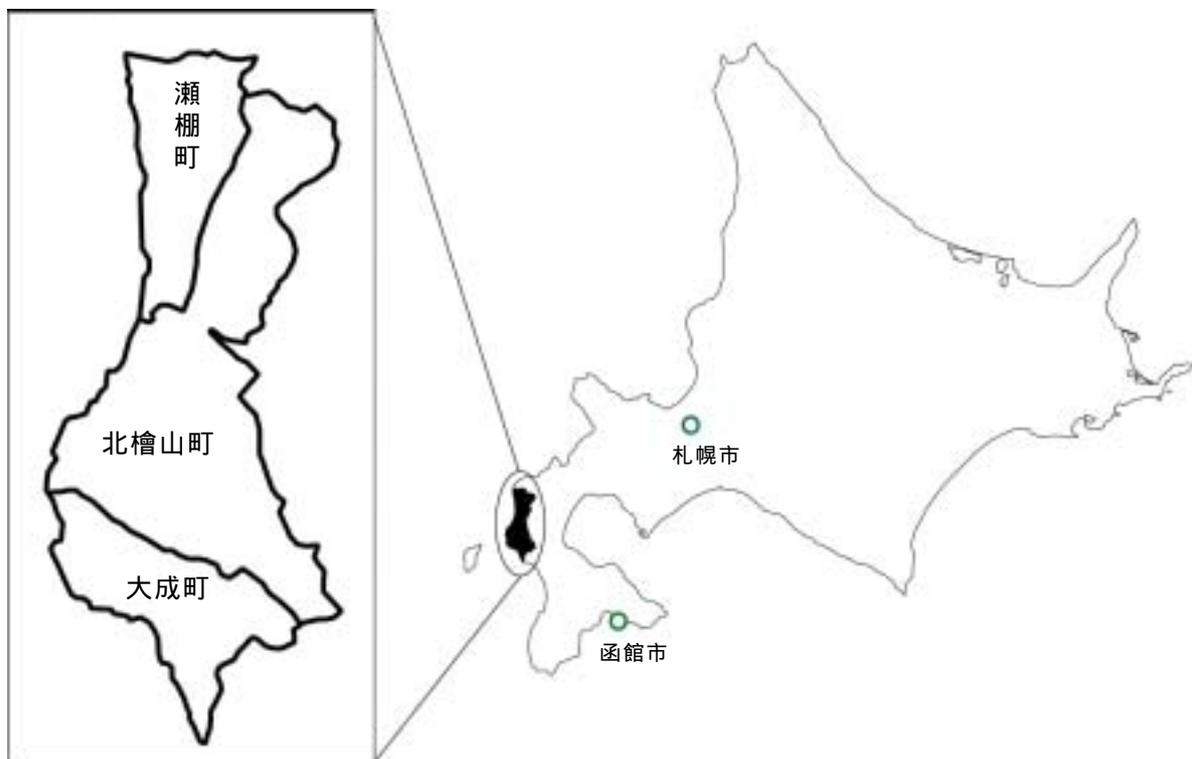
3町は、北海道の南西部、日本海に面した檜山支庁管内の北部に位置しています。3町の北は島牧村に、南は熊石町に、東は今金町、八雲町に、西は日本海をはさんで奥尻島をのぞみます。

地勢は北部と南部が山地となっており、その中間を一級河川後志利別川が流れ、北部には道南の最高峰狩場山(1,520m)など1,000m級の山々が連なり、南部には遊楽部岳(1,276m)や白水岳(1,136m)などが連なっています。

北部の狩場山から海岸にかけては狩場茂津多道立自然公園に指定され、南部の海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有しています。

3町を合わせた総面積は638.56 km<sup>2</sup>となります。

檜山北部3町の位置図



## 檜山北部3町の面積及び町役場位置

項目 町名	総面積 (km <sup>2</sup> )	町役場位置		
		所在地	東経	北緯
大成町	133.91	大成町字都 427 番地	139° 49 31	42° 13 29
瀬棚町	125.62	瀬棚町字本町 719 番地	139° 51 25	42° 26 54
北檜山町	379.03	北檜山町字徳島 63 番地の 1	139° 53 17	42° 24 49
3町合計	638.56			

資料：総面積は平成13年度全国都道府県市町村別面積調査  
町役場位置は各町

## (2) 3町の概要

3町の概要をまとめると以下のとおりとなっています。

## 【大成町】

大成町は北海道の最西端、檜山支庁管内のほぼ中央に位置し、北及び東は北檜山町、南は熊石町に接し、西は日本海に面しており、海上を27km隔てて奥尻町と対峙しています。

地勢は北部に山脈が形成されており、遊楽部岳において分岐して東部の白水嶽に通じ、その山麓は急激にのびて市街地の背後に迫っているため、耕地は臼別川、小川沿いの平坦地を除いてはほとんど傾斜地に開かれています。海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されています。

沿革をみると、2級町村制施行により明治35年に久遠村、大正12年に貝取澗村となり、昭和30年に久遠村と貝取澗村が合併して大成村として発足し、昭和41年に町制施行し大成町となりました。

基幹産業は漁船漁業を主とする水産業が中心となっています。

## 【瀬棚町】

瀬棚町は檜山支庁管内の最北部に位置し、北は島牧村、東及び南は北檜山町に接し、西は日本海に面しています。

地勢は北部に道南最高峰の狩場山とこれに連なる山岳地帯があり、地形は平坦部が少なく、海岸に近づくにしたがって起伏する段丘となり、大半が草地となっています。また、海岸線は変化に富んだ奇岩、絶壁が

多く、狩場茂津多道立自然公園に指定されています。

沿革をみると、明治30年に利別村（現在の今金町）が分村し、明治35年には東瀬棚村（現在の北檜山町）が分村して瀬棚村となり、大正10年の町制施行により瀬棚町となりました。

基幹産業は水産業、農業を中心とした第1次産業となっています。

#### 【北檜山町】

北檜山町は檜山支庁管内北部の中央部に位置し、東は今金町、八雲町、南は大成町、北は瀬棚町及び島牧村に接し、西は日本海に面しています。

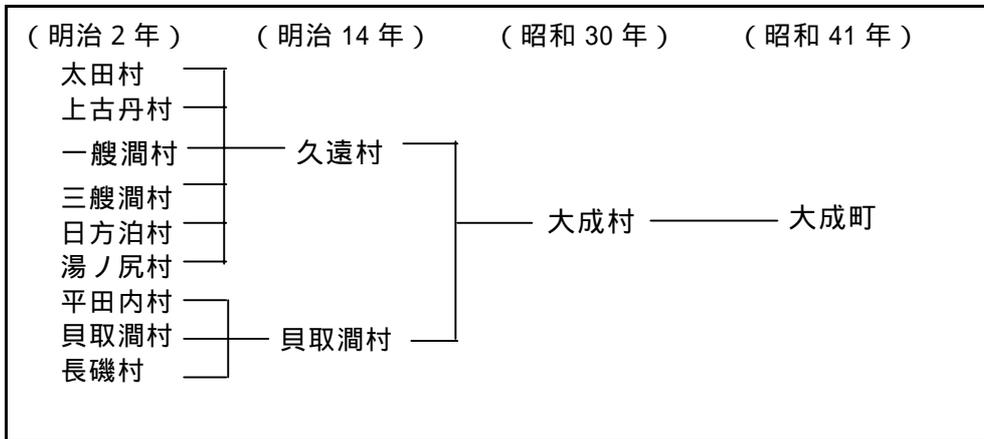
地勢は北部と南部は山岳地帯となっており、その間を後志利別川と太櫓川が東西に流れ日本海に注いでいます。その流域は肥沃な平坦地で水利に恵まれた水田地帯となっています。

沿革をみると、明治35年に瀬棚村から東瀬棚村が分村し、昭和28年に町制施行により東瀬棚町に、昭和30年に東瀬棚町・太櫓村が合併して現在の北檜山町となりました。

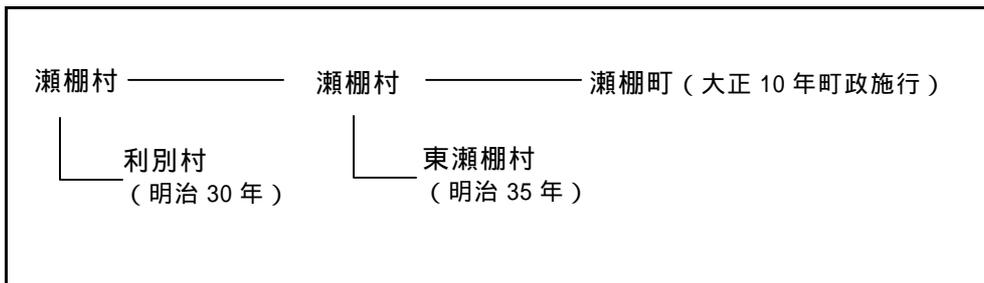
基幹産業は農業であり、主要産物は米と牛乳となっています。

3町の沿革

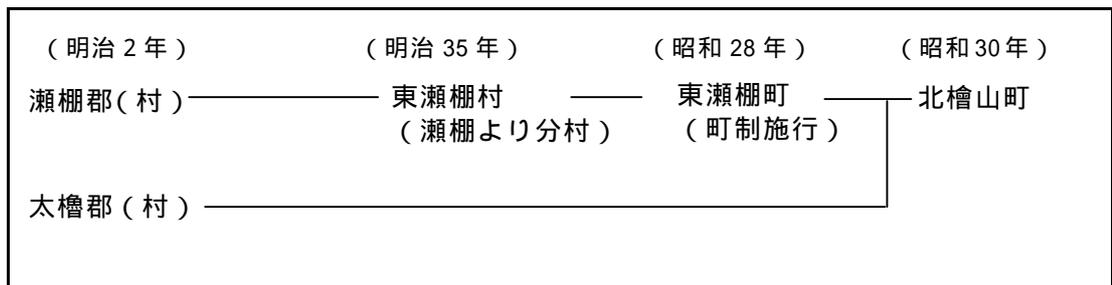
大成町



瀬棚町



北檜山町



## 2 人口・世帯の状況

### (1) 人口の状況

#### 総人口の推移

3町の総人口は11,842人(平成12年国勢調査)で、昭和60年以降の状況をみると、減少傾向で推移しています。町別の人口をみると、昭和60年以降、3町とも減少傾向で推移しています。

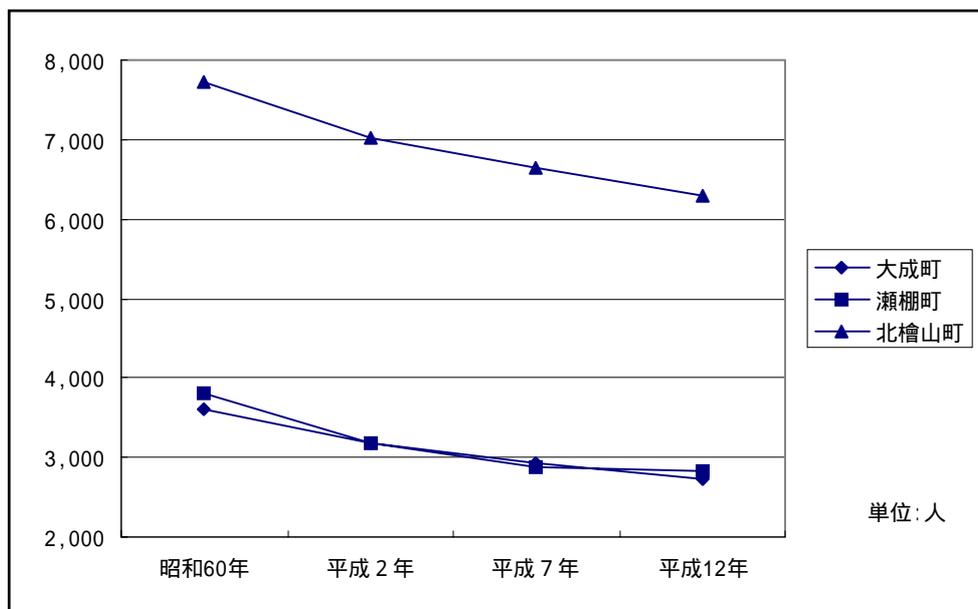
#### 総人口の推移

(単位：人、%)

町名	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60~H2	H2~H7	H7~H12
大成町		3,615	3,168	2,919	2,730	2.61	1.62	1.33
瀬棚町		3,812	3,191	2,877	2,820	3.49	2.05	0.40
北檜山町		7,717	7,030	6,650	6,292	1.85	1.11	1.10
3町合計		15,144	13,389	12,446	11,842	2.43	1.45	0.99

資料：国勢調査

#### 総人口の推移



資料：国勢調査

年齢階層別人口の推移

3町の年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は昭和60年の3,085人（20.4%）から平成12年には1,465人（12.4%）へ、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。生産年齢人口（15～64歳）は9,726人（64.2%）から6,984人（59.0%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は2,333人（15.4%）から3,393人（28.7%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しています。高齢化率は28.7%と、全道平均（18.2%）や全国平均（17.3%）を大幅に上回り、少子・高齢化が急速に進行しています。

これを町別でも、すべての町で年少人口比率の低下、老年人口比率の上昇という傾向がみられます。

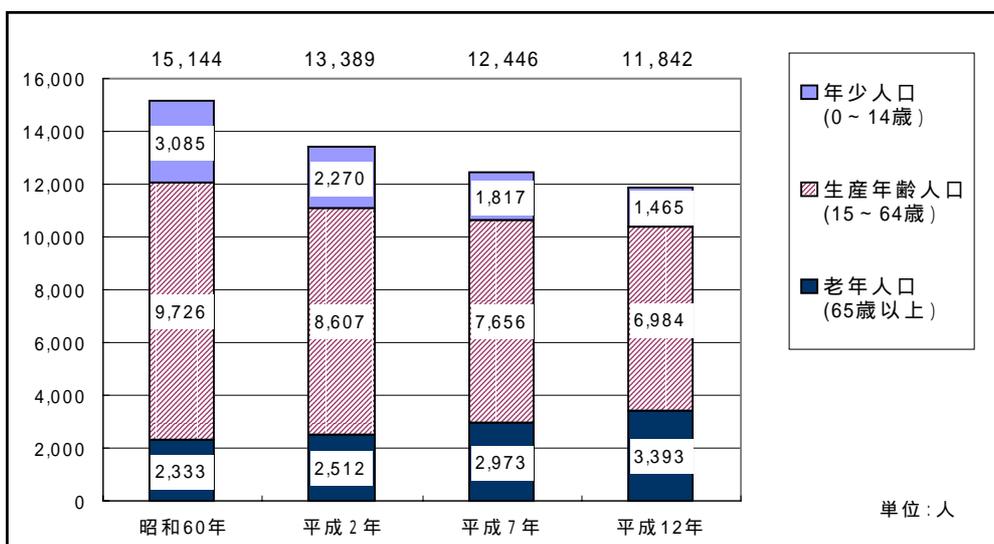
年齢階層別人口の推移

（単位：人、%）

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60～H2	H2～H7	H7～H12
総人口		15,144	13,389	12,446	11,842	2.43	1.45	0.99
年少人口 (14歳以下)		3,085 (20.4%)	2,270 (17.0%)	1,817 (14.6%)	1,465 (12.4%)	5.95	4.35	4.22
生産年齢人口 (15～64歳)		9,726 (64.2%)	8,607 (64.3%)	7,656 (61.5%)	6,984 (59.0%)	2.41	2.31	1.82
老年人口 (65歳以上)		2,333 (15.4%)	2,512 (18.8%)	2,973 (23.9%)	3,393 (28.7%)	1.49	3.43	2.68

資料：国勢調査

年齢階層別人口の推移



資料：国勢調査

大成町

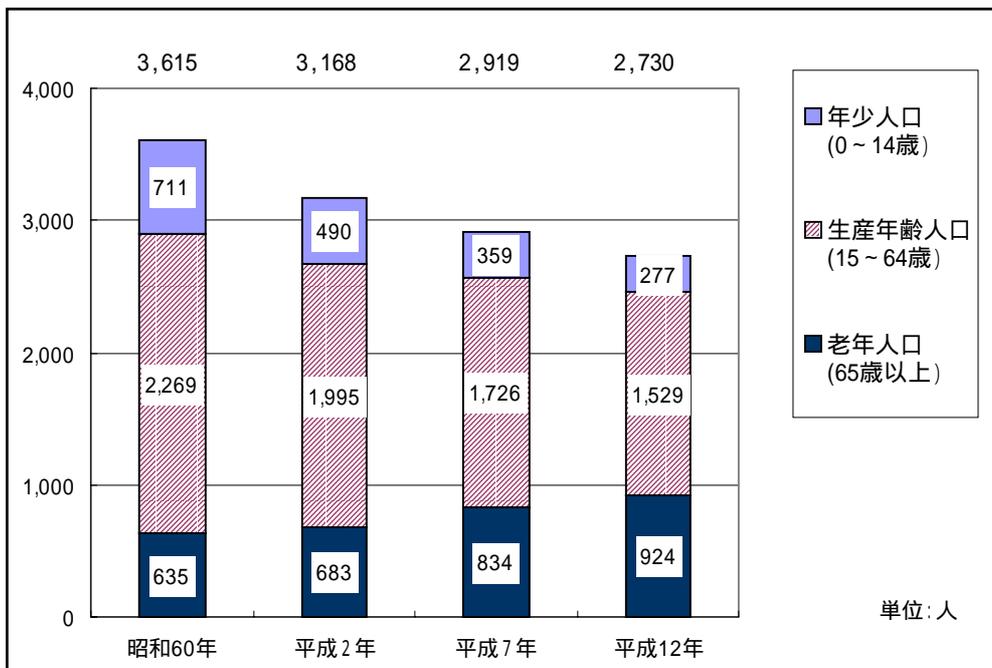
年齢階層別人口の推移（大成町）

（単位：人、％）

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60～H2	H2～H7	H7～H12
総人口		3,615	3,168	2,919	2,730	2.61	1.62	1.33
年少人口 （14歳以下）		711 (19.7%)	490 (15.5%)	359 (12.3%)	277 (10.1%)	7.17	6.03	5.05
生産年齢人口 （15～64歳）		2,269 (62.8%)	1,995 (63.0%)	1,726 (59.1%)	1,529 (56.0%)	2.54	2.86	2.39
老年人口 （65歳以上）		635 (17.6%)	683 (21.6%)	834 (28.6%)	924 (33.8%)	1.47	4.08	2.07

資料：国勢調査

年齢階層別人口の推移（大成町）



資料：国勢調査

瀬棚町

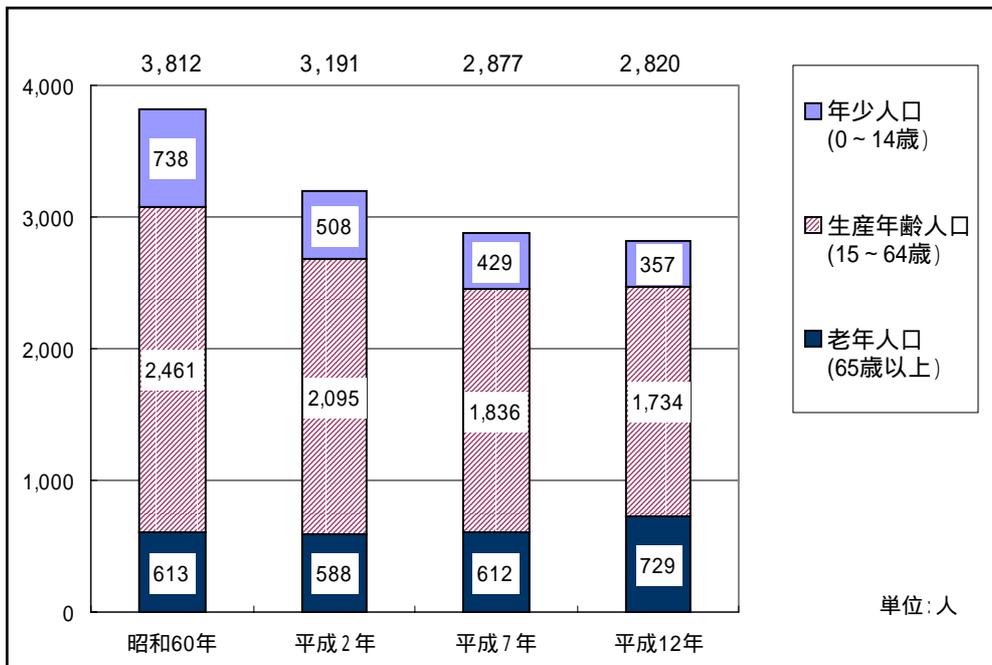
年齢階層別人口の推移（瀬棚町）

（単位：人、％）

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60～H2	H2～H7	H7～H12
総人口		3,812	3,191	2,877	2,820	3.49	2.05	0.40
年少人口 （14歳以下）		738 (19.4%)	508 (15.9%)	429 (14.9%)	357 (12.7%)	7.20	3.32	3.61
生産年齢人口 （15～64歳）		2,461 (64.6%)	2,095 (65.7%)	1,836 (63.8%)	1,734 (61.5%)	3.17	2.60	1.14
老年人口 （65歳以上）		613 (16.1%)	588 (18.4%)	612 (21.3%)	729 (25.9%)	0.83	0.80	3.56

資料：国勢調査

年齢階層別人口の推移（瀬棚町）



資料：国勢調査

北檜山町

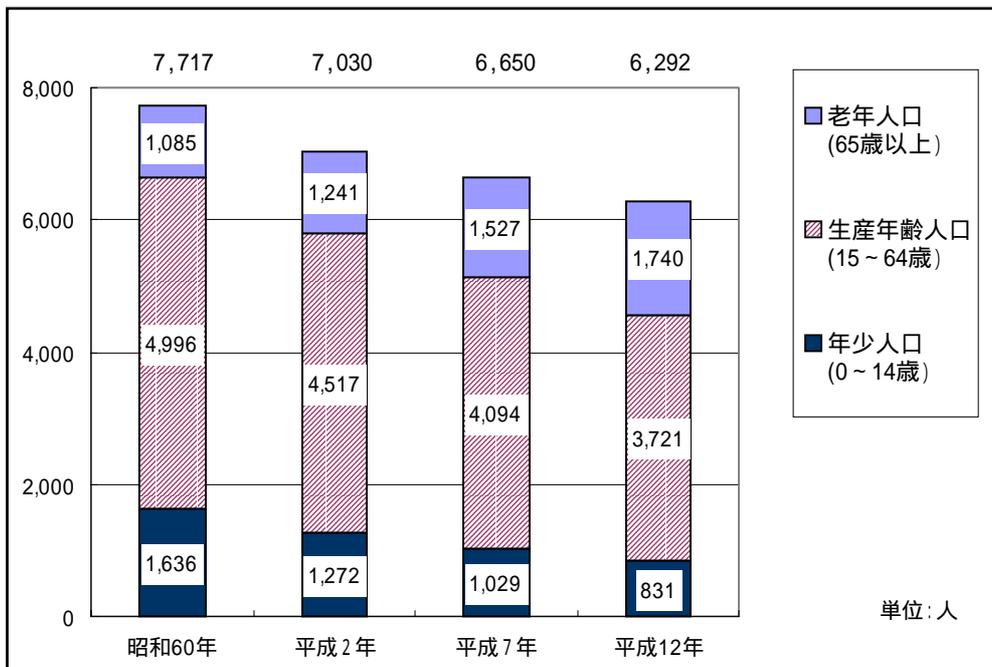
年齢階層別人口の推移（北檜山町）

（単位：人、％）

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60～H2	H2～H7	H7～H12
総人口		7,717	7,030	6,650	6,292	1.85	1.11	1.10
年少人口 （14歳以下）		1,636 (21.2%)	1,272 (18.1%)	1,029 (15.5%)	831 (13.2%)	4.91	4.15	4.18
生産年齢人口 （15～64歳）		4,996 (64.7%)	4,517 (64.3%)	4,094 (61.6%)	3,721 (59.1%)	2.00	1.95	1.89
老年人口 （65歳以上）		1,085 (14.1%)	1,241 (17.7%)	1,527 (23.0%)	1,740 (27.7%)	2.72	4.23	2.65

資料：国勢調査

年齢階層別人口の推移（北檜山町）



資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

3町の世帯数は、昭和60年の4,863世帯から平成12年の4,595世帯へと減少し、この15年間で268世帯の減少となっています。一世帯当人数は、昭和60年の3.11人から平成12年の2.58人へと減少を続けており、核家族化が続いていることを示しています。

町別でも、すべての町で一世帯当人数の減少傾向がみられます。

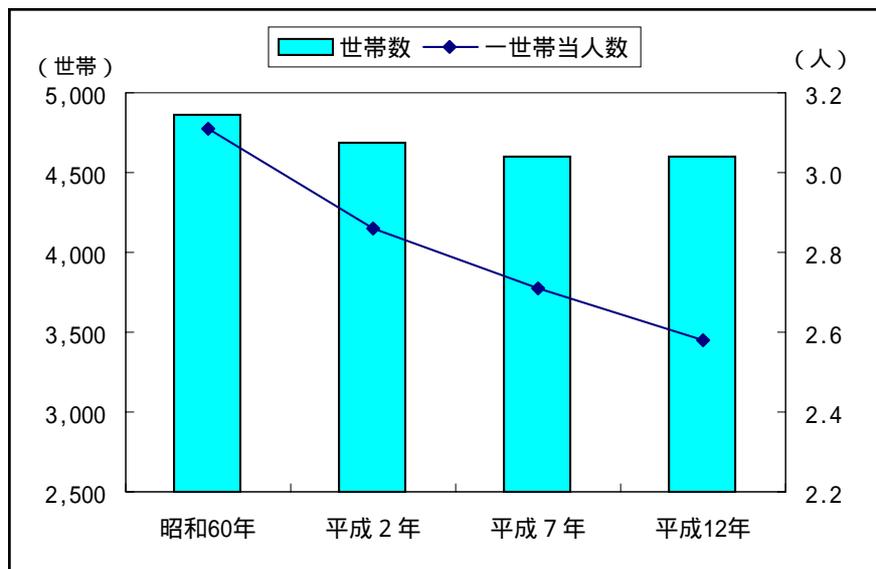
世帯数・一世帯当人数の推移

(単位：世帯、人)

町名・項目		年			
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
大成町	世帯数	1,216	1,205	1,179	1,162
	一世帯当人数	2.97	2.63	2.48	2.35
瀬棚町	世帯数	1,241	1,148	1,070	1,082
	一世帯当人数	3.07	2.78	2.69	2.61
北檜山町	世帯数	2,406	2,329	2,348	2,351
	一世帯当人数	3.21	3.02	2.83	2.68
3町合計	世帯数	4,863	4,682	4,597	4,595
	一世帯当人数	3.11	2.86	2.71	2.58

資料：国勢調査

世帯数・一世帯当人数の推移(3町合計)



資料：国勢調査

### 3 土地利用の状況

3町の土地利用の状況（平成14年度）は、「山林」が71.9%と最も多く、「原野」が14.7%、「畑」が5.9%などとなっています。一方、「宅地」は0.6%と少なく、自然的土地利用面積が大半を占めています。

農業振興地域の状況（平成14年度）をみると、農業振興地域のうち、農用地区域に指定されている比率は、大成町が2.83%、瀬棚町が13.87%、北檜山町が13.66%となっています。

都市計画区域の状況（平成14年度）をみると、北檜山町の一部が都市計画区域に指定され、良好な市街地環境づくりが進められています。

土地利用の状況

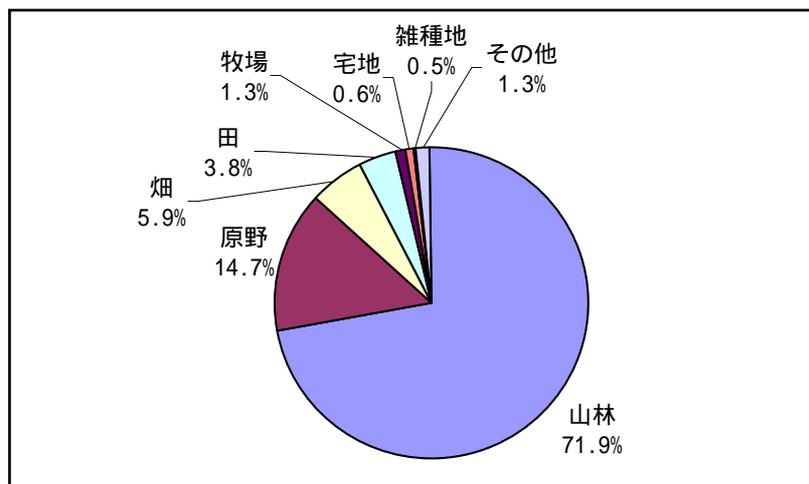
（単位：km<sup>2</sup>、%）

項目 町名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数
大成町	0.28 0.2%	2.90 2.2%	0.45 0.3%	0.01 0.0%	112.14 83.7%	0.00 0.0%	17.00 12.7%	0.38 0.3%	0.75 0.6%	133.91 100.0%
瀬棚町	1.30 1.0%	12.20 9.7%	0.80 0.6%	0.00 0.0%	96.40 76.7%	0.40 0.3%	11.10 8.8%	0.70 0.6%	2.80 2.2%	125.70 100.0%
北檜山町	22.54 5.9%	22.81 6.0%	2.42 0.6%	0.20 0.1%	250.71 66.1%	7.62 2.0%	65.57 17.3%	2.31 0.6%	4.85 1.3%	379.03 100.0%
3町合計	24.12 3.8%	37.91 5.9%	3.67 0.6%	0.21 0.0%	459.25 71.9%	8.02 1.3%	93.67 14.7%	3.39 0.5%	8.40 1.3%	638.64 100.0%

注) 平成14年度。

資料：固定資産概要調査書

土地利用の状況（3町合計）



注) 平成14年度。

資料：固定資産概要調査書

農業振興地域の状況

(単位：km<sup>2</sup>)

町名 \ 項目	大成町	瀬棚町	北檜山町
町面積(A)	133.91	125.69	379.03
農業振興地域	20.13	43.98	135.79
うち農用地区域(B)	3.79	17.43	51.79
割合(B/A)(%)	2.83%	13.87%	13.66%

注) 平成 14 年度。

資料：各町

都市計画区域の状況

(単位：km<sup>2</sup>)

町名 \ 項目	総面積	都市計画 区域面積	市街化調整 区域面積	市街化 区域面積	用途地域 面積	当初 決定年月日
大成町						
瀬棚町						
北檜山町	379.03	5.8	0.0	0.0	1.2	S28.3.20

注) 平成 14 年度。

資料：各町

## 4 道路・交通条件

### (1) 広域からみた檜山北部3町

3町は、檜山支庁管内の北部に位置し、函館まで車でおよそ2時間、札幌市まで車でおよそ4時間の距離にあります。また、奥尻島まではフェリーで約1時間35分となっています。今後は函館市や道央方面とのアクセス向上が期待される地域高規格道路渡島半島横断道路の早期整備が望まれます。

広域からみた檜山北部3町



## (2) 主要な道路・交通網

3町の道路網は、3町を縦貫する国道229号、太平洋側につながる国道230号を中心に、各地域を結ぶ道道、生活に身近な町道により構成されています。

3町には山林や急傾斜地が多く、平成9年の国道229号第2白糸トンネル崩落事故を教訓に、安全で信頼できる道路網の整備が重要な課題となっています。今後は北海道の海岸線で唯一不通区間となっている開発道路北檜山大成線の早期完成が望まれます。

昭和62年に国鉄瀬棚線が廃止されたため、住民の足となる公共交通機関はバスとなっています。函館市や札幌市と結ぶ都市間連絡バスも運行されています。

道路の状況

項目		路線数	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
町名・区分					
大成町	国道	1	17,700	100.0	100.0
	道道	1	12,525	76.0	100.0
	町道	111	71,807	47.6	41.4
瀬棚町	国道	1	23,300	100.0	100.0
	道道	3	21,531	99.2	94.9
	町道	69	70,679	73.1	63.8
北檜山町	国道	2	29,600	100.0	100.0
	道道	6	61,100	93.8	94.8
	町道	183	235,500	61.0	51.5

資料：各町

## 5 産業の状況

### (1) 就業人口

3町の就業人口総数は5,827人(平成12年国勢調査)となっており、昭和60年から1,268人の減少となっています。平成12年の産業別で見ると、第1次産業が1,363人、第2次産業が1,507人、第3次産業が2,952人となっており、第1次産業は、一貫して減少していますが、第2次産業、第3次産業では増減がみられます。構成比率では、第1次産業が23.4%、第2次産業が25.9%、第3次産業が50.7%となっています。

町別の産業別就業人口の構成比率(平成12年国勢調査)をみると、大成町は第3次産業(49.9%)、第2次産業(30.2%)、第1次産業(19.9%)の順となっており、瀬棚町は第3次産業(50.0%)、第2次産業(32.4%)、第1次産業(17.6%)の順となっています。また、北檜山町では第3次産業(51.2%)、第1次産業(27.1%)、第2次産業(21.6%)の順となっています。

就業人口の推移

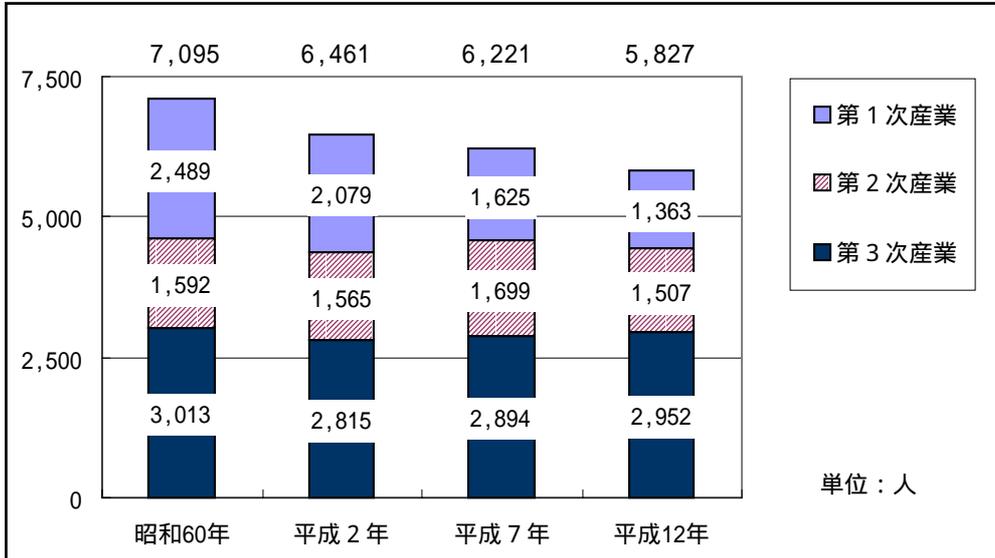
(単位：人、%)

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60~H2	H2~H7	H7~H12
総人口		15,144	13,389	12,446	11,842	2.43	1.45	0.99
就業人口総数		7,095	6,461	6,221	5,827	1.85	0.75	1.30
第1次産業		2,489 (35.1%)	2,079 (32.2%)	1,625 (26.1%)	1,363 (23.4%)	3.54	4.81	3.46
第2次産業		1,592 (22.4%)	1,565 (24.2%)	1,699 (27.3%)	1,507 (25.9%)	0.34	1.66	2.37
第3次産業		3,013 (42.5%)	2,815 (43.6%)	2,894 (46.5%)	2,952 (50.7%)	1.35	0.56	0.40
就業率		46.9%	48.3%	50.0%	49.2%	-	-	-

注) 各年の就業人口総数には分類不能を含む。

資料：国勢調査

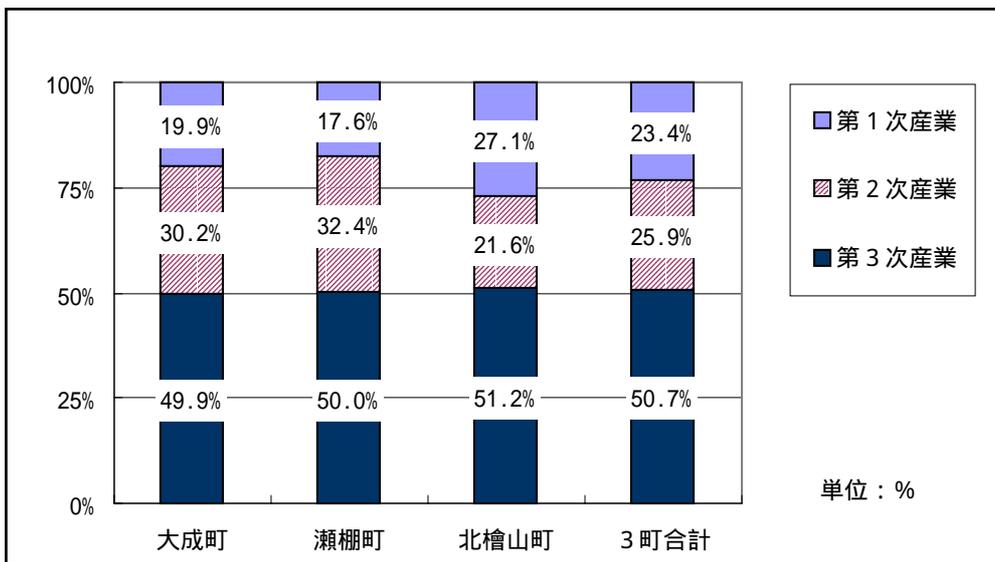
就業人口の推移



注) 各年の就業人口総数には分類不能を含む。

資料：国勢調査

産業別就業人口の町別構成比率



資料：平成12年国勢調査

## (2) 農業

3町の農業の特性をみると、大成町は地理的条件から小規模経営が中心となっており、その多くが自給的農家となっています。瀬棚町は農家のうち酪農畜産経営が約7割を占めるなどの特徴がみられます。北檜山町は水稻を主体としており、その他、豆類・馬鈴薯・野菜等の畑作、乳用牛・肉用牛等の酪農畜産も盛んです。

2000年農業センサスによると、3町の総農家数は674戸で、内販売農家数は485戸となっています。経営耕地面積は5,868haとなっています。また、農業粗生産額は、総額で約32億円となっており、部門別でみると「米」が約11億円で最も多く、次いで「乳用牛」が約6億円となっています。

農業粗生産額を町別の構成比率でみると、大成町が0.3%、瀬棚町が11.5%、北檜山町が88.2%となっています。

## 農家人口・農家数

(単位：人、戸)

項目 町名	農家 人口	総農家 数	自給的 農家	販売 農家				
					専業 農家	兼業 農家		
							第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
大成町	583	212	174	38	14	24	0	24
瀬棚町	245	62	6	56	25	31	24	7
北檜山町	1,708	400	9	391	120	271	198	73
3町合計	2,536	674	189	485	159	326	222	104

資料：2000年農業センサス

## 経営耕地面積

(単位：ha)

項目 町名	総面積	田	畑	樹園地	1戸平均 耕地面積
大成町	50	8	41	1	0.24
瀬棚町	1,188	136	1,045	7	19.16
北檜山町	4,630	2,510	2,119	1	11.58
3町合計	5,868	2,654	3,205	9	30.98

資料：2000年農業センサス

農業粗生産額

(単位：百万円)

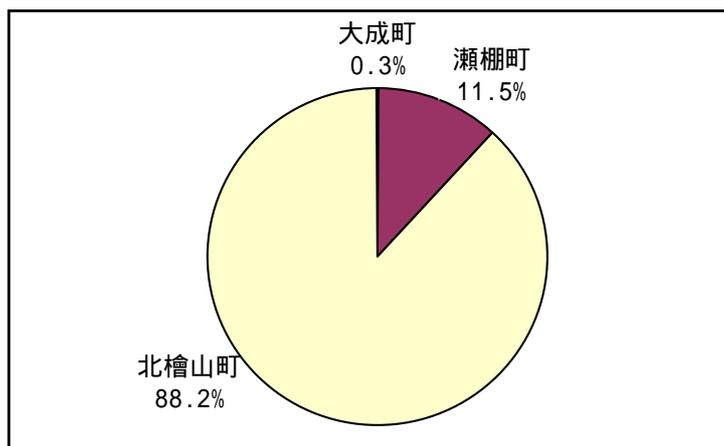
項目 町名	合計	耕種									
		小計	米	麦類	雑穀 豆類	いも 類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	種苗 苗木類
大成町	10	10	3		1		6				
瀬棚町	369	91	50			13	28				
北檜山町	2,830	1,789	1,145	1	90	232	320				
3町合計	3,209	1,890	1,198	1	91	245	354				

項目 町名	養蚕	畜産					
		小計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他 畜産物
大成町							
瀬棚町		278	249	29			
北檜山町		1,041	196	594	169		82
3町合計		1,319	445	623	169		82

注) 端数処理のため合計と各項目の合計が一致しない場合がある。

資料：平成14年生産農業所得統計

農業粗生産額の町別構成比率(平成14年)



資料：平成14年生産農業所得統計

## (3) 林業

3町の林野面積は496 km<sup>2</sup>で、うち国有林が358 km<sup>2</sup>、民有林が137 km<sup>2</sup>、林家数は542戸、林野率は77.7%となっています。

外材の輸入増加による木材価格の低迷など取り巻く情勢は厳しさを増しており、このような中、木材生産機能とともに森林の持つ多面的機能の維持・向上に向けた、持続可能な森林経営が課題となっています。

所有形態別林野面積

項目 町名	林家数 (戸)	森林面積 (km <sup>2</sup> )			林野率 (%)	保安林 (km <sup>2</sup> )
		総数	国有林	民有林		
大成町	83	120.90	98.44	22.46	93.0	66.63
瀬棚町	108	92.92	71.25	21.67	75.7	53.57
北檜山町	351	282.18	189.11	93.07	74.4	148.75
3町合計	542	496.00	358.80	137.20	77.7	268.95

資料：2000年林業センサス

## (4) 水産業

3町の水産業は、3町合計で経営体が276、漁獲量が6,142t、漁獲高は約16億円となっています。漁獲高の町別構成比率をみると、大成町が63.5%、瀬棚町が29.9%、北檜山町が6.5%となっています。

漁獲規制、資源の減少、漁業就労者の高齢化、後継者不足等水産業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、限りある水産資源を守り育てる栽培漁業を積極的に進めるため、漁港整備や漁場造成、育成施設の整備など基盤整備とともに、販路の拡大やブランド化などの水産業振興策の充実が求められています。

漁業経営組織別経営体数

項目 町名	総数	個人	団体経営体				
			会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	共同経営	官公庁・ 学校試験場
大成町	150	145	-	-	-	4	1
瀬棚町	102	99	2	-	-	1	-
北檜山町	24	24	-	-	-	-	-
3町合計	276	268	2	-	-	5	1

資料：平成10年漁業センサス

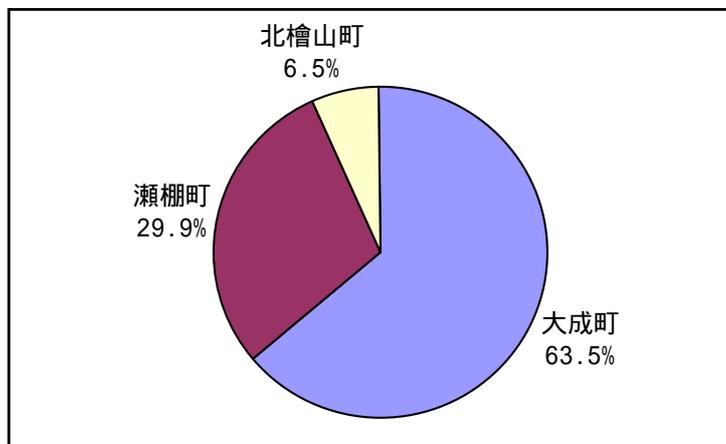
漁業生産高（概数）

（単位：t、千円）

町名等 項目	大成町		瀬棚町		北檜山町		3町合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総数	4,312	1,014,987	1,570	478,478	260	104,624	6,142	1,598,089
さけ	52	12,112	316	77,485	68	16,072	436	105,669
ます	63	39,915	2	1,500	2	2,077	67	43,492
すけとう だら	2	92	3	164	0	22	5	278
ほっけ	541	29,379	185	9,516	102	3,590	828	42,485
ひらめ	26	39,946	14	18,981	7	11,223	47	70,150
かれい類	116	32,767	27	11,247	4	1,766	147	45,780
その他の 魚類	154	77,499	51	26,567	39	15,886	244	119,952
いか	3,220	573,650	811	146,725	1	70	4,032	720,445
たこ	64	31,137	32	20,054	8	4,782	104	55,973
うに	14	70,023	12	66,415	7	36,674	33	173,112
えび	10	28,512	16	39,316	0	0	26	67,828
その他水 産動物	15	11,324	0	23	0	18	15	11,365
あわび	4	38,056	1	3,561	0	438	5	42,055
その他貝 類	23	12,689	81	38,910	20	9,125	124	60,724
こんぶ	7	4,210	19	12,651	0	277	26	17,138
わかめ	0	0	0	0	0	0	0	0
その他海 草類	1	13,675	0	5,363	0	2,604	1	21,642

注) 端数処理のため合計が各項目の合計と一致しない場合がある。資料：平成13年北海道水産現勢

漁業生産高（金額）の町別構成比（平成13年）



資料：平成13年北海道水産現勢

## (5) 工業

3町の工業をみると、事業所数は20事業所、従業者数は222人、製造品出荷額等は約29億円（平成14年工業統計調査）となっています。

製造品出荷額等の町別構成比率をみると、大成町が29.9%、瀬棚町が37.1%、北檜山町が33.0%となっています。

3町とも事業所は中小・零細企業が多く、景気変動に左右されやすい構造となっています。また、中心となる食料品製造業は第1次産業の活性化を図る上でも重要であり、農林水産物を活用した付加価値の高い製品開発が望まれます。

## 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

(単位：事業所、人、百万円)

町名・項目	年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
	大成町	事業所数	4	5	5	5	4
	従業者数	53	62	60	60	51	60
	製造品出荷額等	551	655	866	719	775	872
瀬棚町	事業所数	7	8	7	7	8	7
	従業者数	142	136	135	118	123	104
	製造品出荷額等	1,604	1,627	1,591	1,499	1,294	1,082
北檜山町	事業所数	8	8	7	7	7	8
	従業者数	180	149	79	62	61	58
	製造品出荷額等	1,551	1,768	1,317	1,145	1,027	964
3町合計	事業所数	19	21	19	19	19	20
	従業者数	375	347	274	240	235	222
	製造品出荷額等	3,706	4,050	3,774	3,363	3,096	2,918

資料：工業統計調査

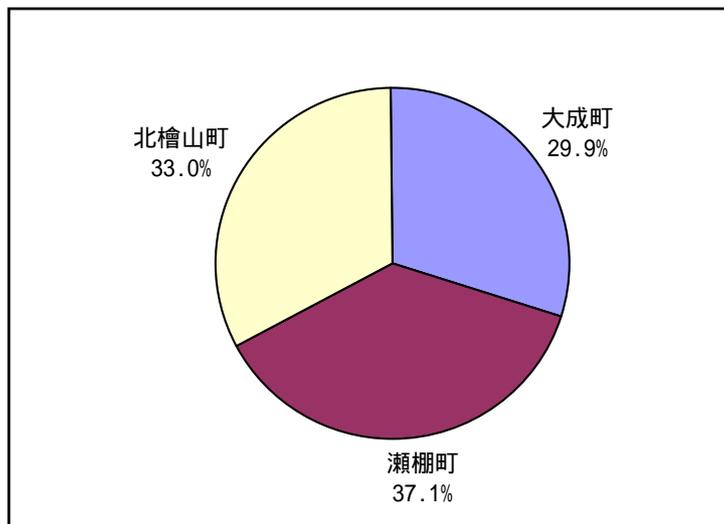
産業中分類別製造品出荷額等

(単位：百万円)

項目 \ 町名	大成町	瀬棚町	北檜山町	3町合計
食料品	170	344	29	543
飲料・飼料・たばこ				
衣服・その他繊維		20		20
木材・木製品				
家具・装備品				
出版・印刷・同関連			42	42
石油製品・石炭製品				
プラスチック製品				
窯業・土石製品	702	717	867	2,286
非鉄金属				
金属製品				
一般機械器具				
電気機械器具				
輸送用機械器具		1		
精密機械器具				
その他			26	26
総数	872	1,082	964	2,917

資料：平成14年工業統計調査

製造品出荷額等の町別構成比率（平成14年）



資料：平成14年工業統計調査

## (6) 商業

近年の道路網の整備や車社会の一層の進展、大型小売店の進出等により、3町の商業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあり、商業の振興が共通の課題となっています。

3町の平成14年の卸売業、小売業を合わせた商店数は190店、従業者数は750人、年間販売額は約155億円となっています。

年間販売額の町別の構成比率をみると、大成町が19.4%、瀬棚町が23.7%、北檜山町が56.9%となっています。

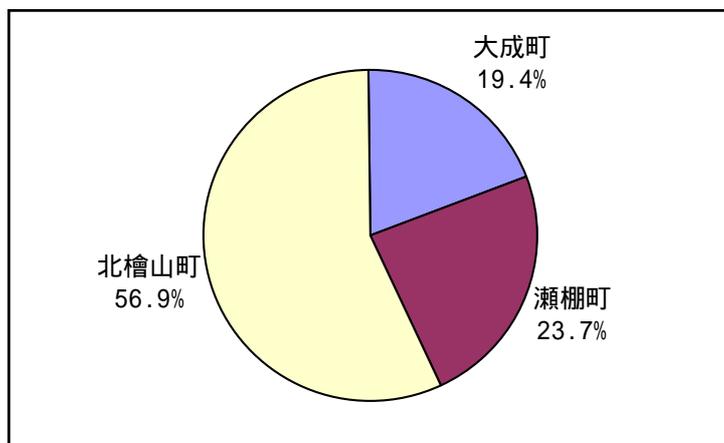
## 商店数、従業者数、年間販売額の推移

(単位：店、人、百万円)

町名・項目		年					
		昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
大成町	商店数	71	63	60	59	55	49
	従業者数	207	191	181	165	170	161
	年間販売額	4,009	4,430	4,232	4,201	3,884	3,014
瀬棚町	商店数	74	70	64	60	64	55
	従業者数	233	176	180	181	216	186
	年間販売額	5,174	5,272	4,150	4,459	3,530	3,669
北檜山町	商店数	119	108	99	96	97	86
	従業者数	480	366	369	400	429	403
	年間販売額	9,546	11,054	11,479	11,827	10,421	8,821
3町合計	商店数	264	241	223	215	216	190
	従業者数	920	733	730	746	815	750
	年間販売額	18,729	20,756	19,861	20,487	17,835	15,504

資料：商業統計調査

## 年間販売額の町別構成比率（平成14年）



資料：商業統計調査

## (7) 観光

3町は、三本杉岩や親子熊岩などの奇岩や岩礁などが続く海岸線、道南最高峰の秀峰狩場山などの雄大な自然、清流日本一にも選ばれた後志利別川など貴重な自然資源のほか、三本杉岩を中心とした一体はマリンスポーツのメッカとしての知名度も上がってきているところです。

また、魚介類や農産物などの新鮮な特産物、温泉、パークゴルフ場、スポーツ施設、公園、歴史資源、海水浴場、ホテルやペンションなどの宿泊施設があり、特色あるイベントなど多数の観光資源を備えています。

平成14年度の3町合計の入込観光客数は約32万人で、日帰り客が72.1%、宿泊客が27.9%となっています。

今後は、豊富な観光資源の一層の活用や広域的連携による一体的な観光地づくりが必要となっています。

3町の主な観光施設等の状況は以下のとおりです。

## 入込観光客の状況

町名	項目 入込観光客 合計(人)	日帰り・宿泊の別			
		日帰り客		宿泊客	
		(人)	(%)	(人)	(%)
大成町	75,000	62,000	82.7	13,000	17.3
瀬棚町	120,600	98,500	81.7	22,100	18.3
北檜山町	123,600	69,600	56.3	54,000	43.7
3町合計	319,200	230,100	72.1	89,100	27.9

注)平成14年度。

資料:各町

## 主な観光施設等

町名	項目 観光地等
大成町	道の駅てっくいランド大成、国民宿舎あわび山荘、湯とぴあ白別
瀬棚町	立象山公園、青少年旅行村、三本杉海水浴場、B & G海洋センター
北檜山町	グリーンパークきたひやま・温泉ホテルきたひやま・玉川公園・浮島公園・鶴泊自然休養村・太櫓海水浴場・真駒内ダム公園

資料:各町

## (8) 経済団体等の状況

3町の地域経済の発展に大きな役割を果たす経済団体等の状況は、農業協同組合2団体、漁業協同組合1団体、森林組合1団体、商工会3団体となっています。

経済団体等の状況

町名	項目	農業協同組合	漁業協同組合	森林組合	商工会
大成町		新函館農業協同組合	ひやま漁業協同組合	北部檜山森林組合	大成町商工会
瀬棚町		新函館農業協同組合	ひやま漁業協同組合	北部檜山森林組合	瀬棚町商工会
北檜山町		北檜山町農業協同組合 新函館農業協同組合	ひやま漁業協同組合	北部檜山森林組合	北檜山町商工会

注) 平成15年4月1日現在。

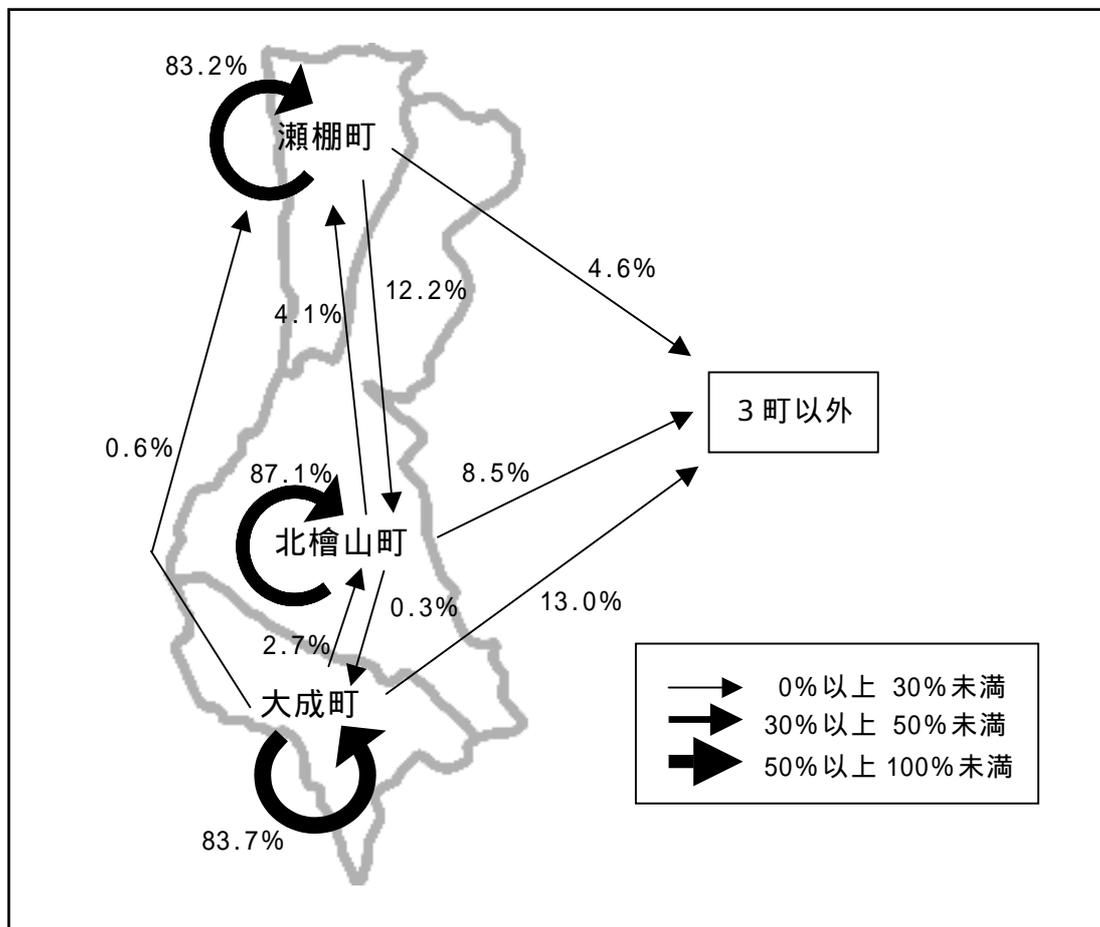
資料: 各町

## 6 3町の結びつきの状況

### (1) 通勤の状況

3町の通勤の状況を見ると、大成町では83.7%、瀬棚町では83.2%、北檜山町では87.1%が自町内に通勤しています。3町合計で3町内への通勤は91.6%となります。

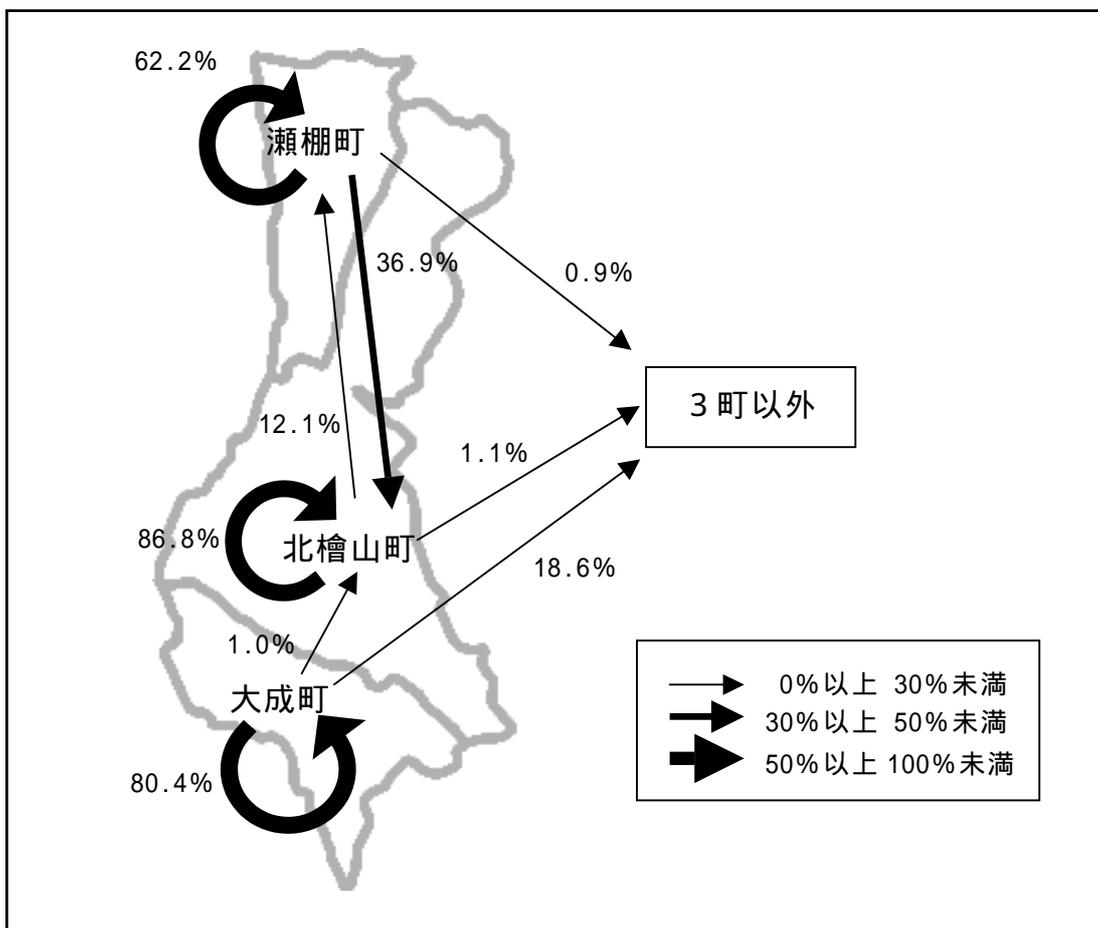
通勤の状況（平成12年国勢調査）



(2) 通学の状況

3町の通学の状況を見ると、大成町では80.4%、瀬棚町では62.2%、北檜山町では86.8%が自町内に通学しています。3町合計で3町内への通学は95.4%となっています。

通学の状況（平成12年国勢調査）



## 7 行政サービス・公共施設等の状況

### (1) 教育・文化等

#### 学校教育

学校や家庭・地域社会が緊密に連携を図り、「ゆとり」を確保する中で子どもたちに「生きる力」を育てていくことが求められています。

3町の学校教育の状況（平成14年5月1日現在）をみると、幼児教育については、北檜山町に公立幼稚園が1園、3学級あり、園児数は56人となっています。義務教育については、小学校が3町で14校、54学級、生徒数583人となっており、中学校が3町で5校、21学級、生徒数322人となっています。また、大成町には大成高等学校、瀬棚町には瀬棚商業高等学校、北檜山町には檜山北高等学校があります。

3町の幼稚園・小学校・中学校の状況及び学校給食の状況は以下のとおりです。

#### 幼稚園の状況

項目		単位・町名	単位	大成町	瀬棚町	北檜山町	3町合計
公立	幼稚園数	園	園	-	-	1	1
	学級数	学級	学級	-	-	3	3
	園児数	人	人	-	-	56	56
	教職員数	人	人	-	-	4	4
	学校医数	人	人	-	-	1	1
	給食状況	有/無	有/無	-	-	無	無
計	幼稚園数	園	園	-	-	1	1
	学級数	学級	学級	-	-	3	3
	園児数	人	人	-	-	56	56
就園率	%	%	-	-	37.6%		

注) 平成14年5月1日現在。

資料：学校基本調査

## 小学校の状況

項目		単位・町名	単位	大成町	瀬棚町	北檜山町	3町合計	
学	校	数	校	3	4(休校1)	9(休校2)	16(休校3)	
学級数	通常	の学級	学級	7	8	11	26	
	特殊	学級	学級	3	1	4	8	
	複式	学級	学級	3	4	13	20	
		計	学級	13	13	28	54	
生	徒	数	人	103	145	335	583	
( )	内	特殊学級在席児童数	人	(3)	(1)	(4)	(8)	
教	職	員	数	人	23	20	53	96
1	学級	当たり	生徒数	人	10.0	12.1	13.8	12.5

資料：学校基本調査（平成14年5月1日）

注）1学級当たり生徒数は、生徒数を学級数の合計で除し、小数点以下第2位を四捨五入。

## 中学校の状況

項目		単位・町名	単位	大成町	瀬棚町	北檜山町	3町合計	
学	校	数	校	1	1	3	5	
学級数	通常	の学級	学級	3	3	12	18	
	特殊	学級	学級	0	1	2	3	
	複式	学級	学級	0	0	0	0	
		計	学級	3	4	14	21	
生	徒	数	人	63	78	181	322	
( )	内	特殊学級在席児童数	人	(0)	(1)	(2)	(3)	
教	職	員	数	人	12	12	43	67
1	学級	当たり	生徒数	人	21.0	25.7	14.9	17.7

資料：学校基本調査（平成14年5月1日）

注）1学級当たり生徒数は、生徒数を学級数の合計で除し、小数点以下第2位を四捨五入。

## 学校給食の状況

項目		町名	大成町	瀬棚町	北檜山町
施設概要	設置者		大成町	瀬棚町	北檜山町
	名称		大成町学校 給食センター	瀬棚町学校 給食センター	北檜山町学校 給食センター
	建設年月		昭和56年11月	昭和57年4月	平成5年4月
完全給食実施校	小学校(校)		3	3	7
	中学校(校)		1	1	3
平成14年度 給食費負担額 (円/年)	小学校		42,000円	43,200円	43,200円
	中学校		51,600円	54,600円	52,800円

資料：各町

## 生涯学習・文化・スポーツ

平均寿命の伸長や労働時間の短縮などにより余暇・自由時間が増え、さらに国際化、情報化の進展などにより、生涯にわたり主体的に自らを高める機会を持ち、心豊かに暮らしを楽しむために、生涯学習活動・文化活動・スポーツ活動への積極的な参画意欲が高まっています。

このため、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学び続け、その成果を活用できる総合的な学習環境づくりや多様な芸術・文化に接する機会の拡充等を図る必要があります。

また、生涯スポーツの観点から、すべての住民が生涯にわたってそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツに親しみ、健康・体力の維持・増進及び住民相互の交流が図れる環境づくりが求められています。

## 主な生涯学習・文化・スポーツ施設の状況

町名	文化会館等	公民館	図書館	郷土資料館	体育館	プール	陸上競技場	野球場
大成町			1	1		1		
瀬棚町			1	1	1	1		1
北檜山町			1	1	1	1	1	2
3町合計			3	3	2	3	1	3

注) 平成15年4月1日現在。

資料: 各町

## 図書館の状況

町名	図書館の名称	人口(人) (平成12年 国勢調査)	蔵書数 (冊)	年間利用者 数(人)	1人当たり 冊数	利用率 (利用者÷人口)
大成町	大成町立図書館	2,730	31,726	5,318	12	1.95
瀬棚町	図書センター	2,821	11,702	4,006	4.15	1.42
北檜山町	情報センター	6,272	22,625	5,092	3.16	0.81

注1) 平成14年度。

資料: 各町

注2) 1人当たり冊数は、蔵書数を人口で除し、小数点以下第3位を四捨五入。

## (2) 福祉・医療

## 高齢者福祉・介護

平成12年の国勢調査結果によると、3町の高齢化率は28.7%となっており、全道平均(18.2%)、全国平均(17.3%)を大幅に上回り、高齢化が急速に進行しています。このような中、今後も高齢化は確実に進行し、寝たきりや痴呆等により介護・支援を必要とする高齢者や、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれます。また、高齢者が社会の中で生きがいを持って暮らしていくことができるよう、就労や交流の機会と場の提供、生涯学習の充実など、高齢者福祉施策の充実が望まれています。

高齢者施策は、平成15年4月から、平成19年度を目標とする新しい介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき、介護が必要な高齢者については介護保険制度で対応し、それ以外の高齢者については高齢者保健福祉計画で多様なサービスや事業を推進しています。

## 高齢化の状況(3町合計)

(単位:人、%)

年	項目	総人口	高齢者数 (65歳以上)	高齢化率
昭和60年		15,144	2,333	15.4%
平成2年		13,389	2,512	18.8%
平成7年		12,446	2,973	23.9%
平成12年		11,842	3,393	28.7%

資料:国勢調査

## 主な高齢者保健・福祉関連施設の状況

項目	町名・区分		大成町		瀬棚町		北檜山町	
	公	民・法人	公	民・法人	公	民・法人	公	民・法人
在宅介護支援センター		1	1		1			
養護老人ホーム			1					
介護老人福祉施設		1						
デイサービスセンター		1	1					1
訪問看護ステーション			1					
介護療養型医療施設								1
老人憩いの家	1		1					
保健センター			1		1			

資料:各町

主な介護保険対象外の者へのサービスの状況

項目		大成町	瀬棚町	北檜山町
高 支 援 事 業 の 生 活	配食サービス			
	外出支援（移送）サービス			
	軽度生活援助事業			
	緊急通報体制整備事業			
	その他支援事業			
介 護 予 防 ・ 支 援	生きがい活動支援通所事業			
	生活管理 指導事業	指導員派遣事業		
		短期宿泊事業		
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業			
家 庭 介 護 支 援	家庭介護教室			
	家族介護用品の支給			
	家族介護者交流事業（元気回復事業）			
	家族介護慰労事業			
単 独	特殊入浴サービス			
	ふれあいいいききサロン事業			
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業			

注) 平成15年4月1日現在。

資料: 各町

介護保険の年額保険料（第1号被保険者）

（単位：円）

項目	町名		
	大成町	瀬棚町	北檜山町
住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者（基準額×0.5）	22,260	19,380	22,260
世帯全員が住民税非課税の人（基準額×0.75）	33,390	29,070	33,390
本人が住民税非課税の人（基準額）	44,520	38,760	44,520
住民税課税の人（合計所得金額250万円未満）	55,650	48,450	55,650
同上（合計所得金額250万円以上）（基準額×1.5）	66,780	58,140	66,780

注) 平成15年4月1日現在。

資料: 各町

## 要介護認定の状況

(単位：人)

町名・項目		区分		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		第1号被保険者	第2号被保険者						
大成町	第1号被保険者	51	61	25	13	24	19		
	第2号被保険者	0	0	1	0	0	0		
	総計	51	61	26	13	24	19		
瀬棚町	第1号被保険者	7	40	8	7	8	6		
	第2号被保険者	1	1	1	0	0	0		
	総計	8	41	9	7	8	6		
北檜山町	第1号被保険者	85	95	40	26	24	39		
	第2号被保険者	0	0	1	0	0	1		
	総計	85	96	41	26	24	40		

注) 平成15年4月1日現在。

資料：各町

## 障害者福祉

障害者を取り巻く環境は、高齢化の急速な進行等による障害者の高齢化、障害の重度化、さらには重複障害の発生や介護者の高齢化が進んでいるほか、平成7年の精神保健法の改正や平成11年の精神保健福祉法の改正により、町の役割は大きなものになっており、精神障害者や難病患者も含めた障害者施策の充実が必要となっています。

## 主な障害者福祉施策の実施状況

項目	町名		
	大成町	瀬棚町	北檜山町
日常生活用具の給付・貸与			
身体障害者ホームヘルパー派遣			
障害者短期入所事業			
障害者巡回療育相談等事業			
福祉電話の貸与			
在宅重度障害者等用福祉電話機器の貸与及び助成			
ひとり暮らし重度身体障害者等緊急通報システム設置事業			
障害者グループホーム			
重度障害者等住宅改修費の給付			
入浴サービス			
身体障害者等運転免許取得費助成			
障害者団体補助			
障害者スポーツ大会の開催			
福祉タクシー			
補装具の交付(修理)			
心身障害者ホームヘルパー派遣制度			
精神障害者ホームヘルパー派遣			

注) 平成15年4月1日現在。

資料：各町

## 児童福祉・子育て支援

すべての子どもが主体的に健やかに成長し、親たちが安心して子育てができる環境を整備するために、保健・福祉・医療、教育などとの連携が大きな課題となっています。

3町の認可保育所は3か所、入所児童数は171人（平成15年4月1日現在）となっています。また、その他の児童福祉関連施設等の状況は以下のとおりです。

## 保育所等の状況

項目	町名	大成町	瀬棚町	北檜山町
公立認可保育所（か所数）		1	1	1
民間認可保育所（か所数）		0	0	0
定員（人）		60	60	90
就学前児童数（人）		85	148	197
入所児童数（人）		30	69	72
入所希望児童数（人）		30	69	72
就学前児童数に対する入所児童数の割合（％）		35.3%	46.6%	36.5%
入所希望児童数に対する入所児童数の割合（％）		100.0%	100.0%	100.0%

資料：平成15年度市町村保育状況調査

## その他の児童福祉関連施設等の状況

項目	町名	大成町	瀬棚町	北檜山町
その他の児童福祉関連施設等		本陣児童館	せたな児童館 学童保育所	学童保育所

資料：各町

## 医療

高齢化の急速な進行とともに、生活習慣病やこれに起因する寝たきり・痴呆の増加が懸念されています。住民が身近で利用しやすい医療サービスを提供するため、地域の特性を十分把握し、医療・保健・福祉の総合的なサービスを提供する体制づくりが求められています。

3町の医療施設総数は10施設、医師数は10人となっており、救急指定病院は2か所となっています。

## 医療施設・医師数の状況

(単位：か所、人)

項目 町名	医療施設総数			人口10万人当たり		医師数	歯科 医師数	人口10万人当たり	
	病院	診療所	歯科 診療所	病院 診療所	歯科 診療所			医師数	歯科 医師数
大成町	2	1	1	39	39	2	1	77	39
瀬棚町	4		2	72	72	4	2	145	72
北檜山町	4	2		33	33	4	3	66	49

注) 平成15年4月1日現在。

資料：各町

## 救急指定病院の状況

項目 町名	施設名	診療時間	診療科目	実施・経営主体
大成町	大成町国保病院	24時間	内科・外科	町
北檜山町	北檜山町国保病院	24時間	内科他6科	町

注) 平成15年4月1日現在。

資料：各町

(3) 生活環境等

ごみ・し尿処理

地球規模での環境保全意識が高まる中、社会経済の仕組みや一人ひとりのライフスタイルを見直し、ごみの減量化やリサイクル化などを推進し資源循環型社会を形成していく必要があります。

3町のごみ処理は北部檜山衛生センターで収集、処理しており、し尿処理も同じく北部檜山衛生センターで共同処理しています。

ごみ処理の状況

町名	計画処理 区域内人 口(人)	処理人口 (人)	年間 総排出量 (t)	1人当りの 排出量(t)	ごみ年間 総収集量 (t)	埋立処理量 (t)	その他 (t)
大成町	2,600	2,588	808	0.311	650	343	158
瀬棚町	2,700	2,700	952	0.353	488	377	464
北檜山町	6,292	5,820	2,245	6.2	9,681	4,525	0
3町合計	11,592	11,108	4,005	6.864	10,819	5,245	622

注) 平成14年度。

資料: 各町

ごみの分別・収集の状況

町名	大成町	瀬棚町	北檜山町	
分別の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみ</li> <li>・燃えないごみ</li> <li>・カン類</li> <li>・ビンとペットボトル</li> <li>・その他紙類</li> <li>・その他プラスチック類</li> <li>・飲料用紙パック</li> <li>・ダンボール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみ</li> <li>・燃えないごみ</li> <li>・カン類</li> <li>・ビンとペットボトル</li> <li>・その他紙類</li> <li>・その他プラスチック類</li> <li>・飲料用紙パック</li> <li>・ダンボール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみ</li> <li>・燃えないごみ</li> <li>・カン類</li> <li>・ビンとペットボトル</li> <li>・その他紙類</li> <li>・その他プラスチック類</li> <li>・飲料用紙パック</li> <li>・ダンボール</li> </ul>	
収集回数	可燃ごみ	週2回	週2回	週2回
	不燃ごみ	月2回	月2回	月2回
	資源ごみ	月2回	月2回	月2回

注) 平成15年4月1日現在。

資料: 各町

## 水道

3町の水道は、簡易水道・専用水道からなり、普及率は93.3%（平成14年度）となっています。

今後も配水管の整備・改善を進め、安全でおいしい水の安定的な供給のための水資源の確保・保全が望まれています。

## 水道の状況

(単位：人口、か所、%)

町名	項目 行政区域内 人口 (A)	簡易水道		専用水道		合計		普及率 B / A × 100 (%)
		か所数	現在給 水人口	か所数	現在給 水人口	か所数	現在給 水人口 (B)	
大成町	2,588	3	2,060	7	283	10	2,343	90.5%
瀬棚町	2,759	4	2,400			4	2,400	87.0%
北檜山町	6,100	4	5,886	2	51	6	5,937	97.3%
3町合計	11,447	11	10,346	9	334	20	10,680	93.3%

注) 平成14年度。

資料：各町

## 水道料金の状況

(単位：円)

町名	大成町	瀬棚町	北檜山町
項目 10 m <sup>3</sup>	1,670	1,280	1,550
20 m <sup>3</sup>	2,670	2,680	3,150
30 m <sup>3</sup>	3,670	4,080	4,750

注) 平成14年度。

資料：各町

## 下水道等

近年、生活水準の向上に伴い、生活雑排水の増加による公共用水域の水質汚濁が指摘されています。こうした状況のなか、3町では公共下水道、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽により生活排水処理を行っており、これらをあわせた下水道等の普及率は46.84%（平成15年4月1日現在）となっています。今後は、環境意識が高まる中、海・河川・湖沼の水質悪化を防ぐためにも、これら公共下水道の計画的な整備をはじめ、漁業集落排水施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進などが課題となっています。

## 下水道の状況

（単位：人、％）

町名	項目 計画処理 区域内 人口	公共下水道	漁業集落 排水施設	合併処理 浄化槽	計	人口ベース での普及率
大成町	2,588		67	97	164	6.34%
瀬棚町	2,100	727			727	34.62%
北檜山町	4,100	3,150	75		3,225	78.66%
3町合計	8,788	3,877	142	97	4,116	46.84%

注）平成15年4月1日現在。

資料：各町

## (4) 町税・手数料等

## 町税

3町の主な町税の率をまとめると、以下のとおりとなります。

## 主な町税の状況

税		町名	大成町	瀬棚町	北檜山町
町民税(個人)	均等割		制限税率	標準税率	標準税率
	所得割		標準税率	標準税率	標準税率
町民税(法人)	均等割		制限税率	制限税率	標準税率
	法人税割		制限税率	制限税率	標準税率
固定資産税			標準税率	標準税率	標準税率
軽自動車税			標準税率	標準税率	標準税率
町たばこ税			標準税率	標準税率	標準税率
特別土地保有税			標準税率	標準税率	標準税率
入湯税			宿泊客 150 円 入浴客 60 円	入浴客 40 円	宿泊客 100 円 入浴客 100 円

資料：各町

## 手数料

3町の主な手数料をまとめると、以下のとおりとなります。

## 主な手数料の状況

(単位：円)

項目・単位	町名			
		大成町	瀬棚町	北檜山町
戸籍謄本・抄本	1通	450	450	450
除籍謄本・抄本	1通	750	750	750
戸籍記載事項証明	1事項	350	350	350
除籍記載事項証明	1事項	450	450	350
身分証明(身元証明)	1枚	250	300	250
住民票の写し	1通	200	150	150
転出証明	1通	0	0	0
印鑑登録証明	1通	300	300	300
登録原票記載事項証明	1枚	300	300	300
公的年金現況届	1通	0	0	0
町道民税課税(非課税)証明	1通	300	300	300
所得証明	1通	300	300	300
土地家屋評価証明	1筆	300	300	300
	1棟	300	300	300
土地家屋公課(標準額)証明	1筆	300	300	300
	1棟	300	300	300
納税証明	1件	300	200	300

注)平成15年4月1日現在。

資料：各町

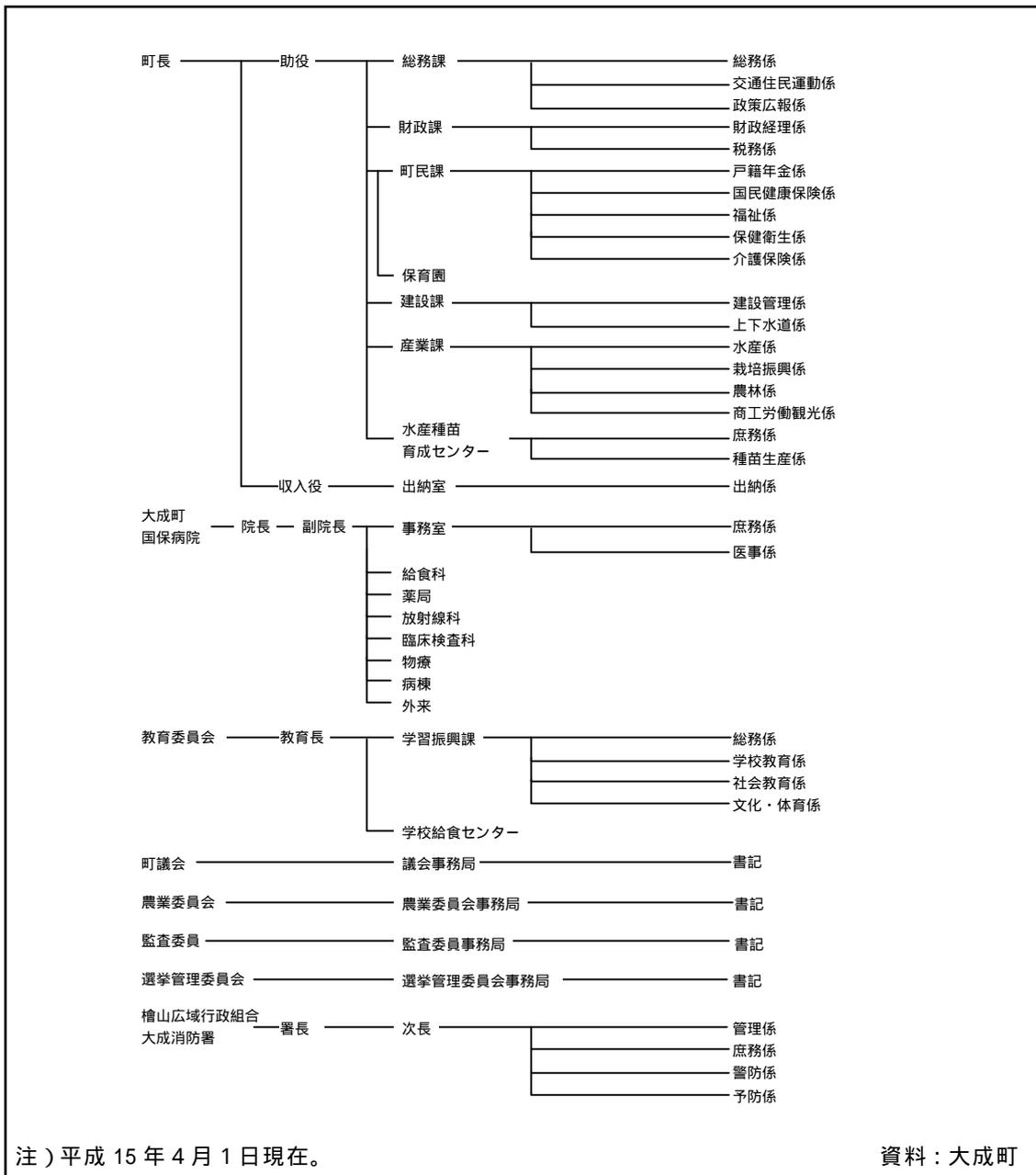
## 8 行財政の状況

### (1) 行政組織・機構

#### 行政機構

3町の行政機構の概要は以下のとおりです。

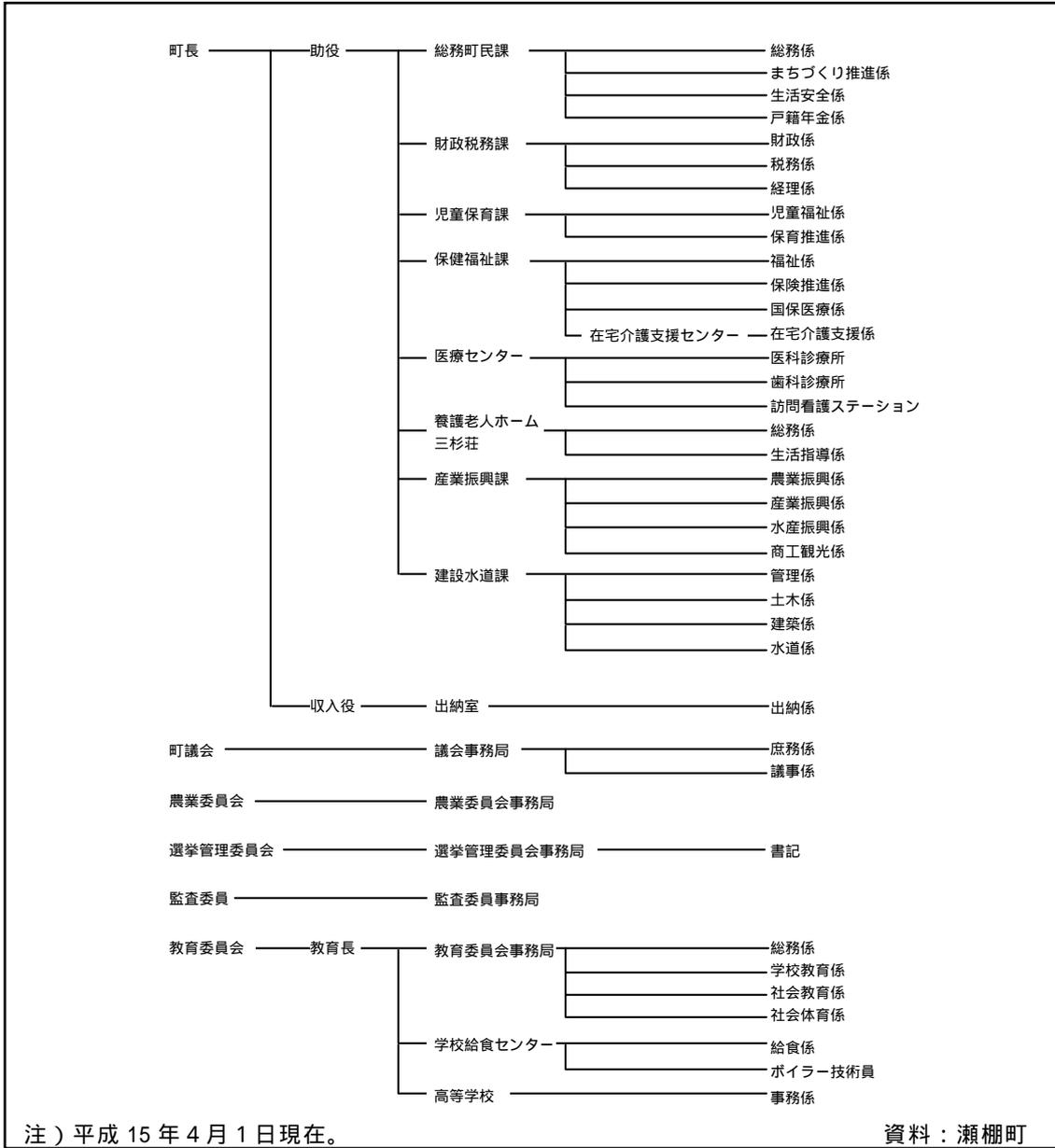
#### 大成町行政機構（概要）



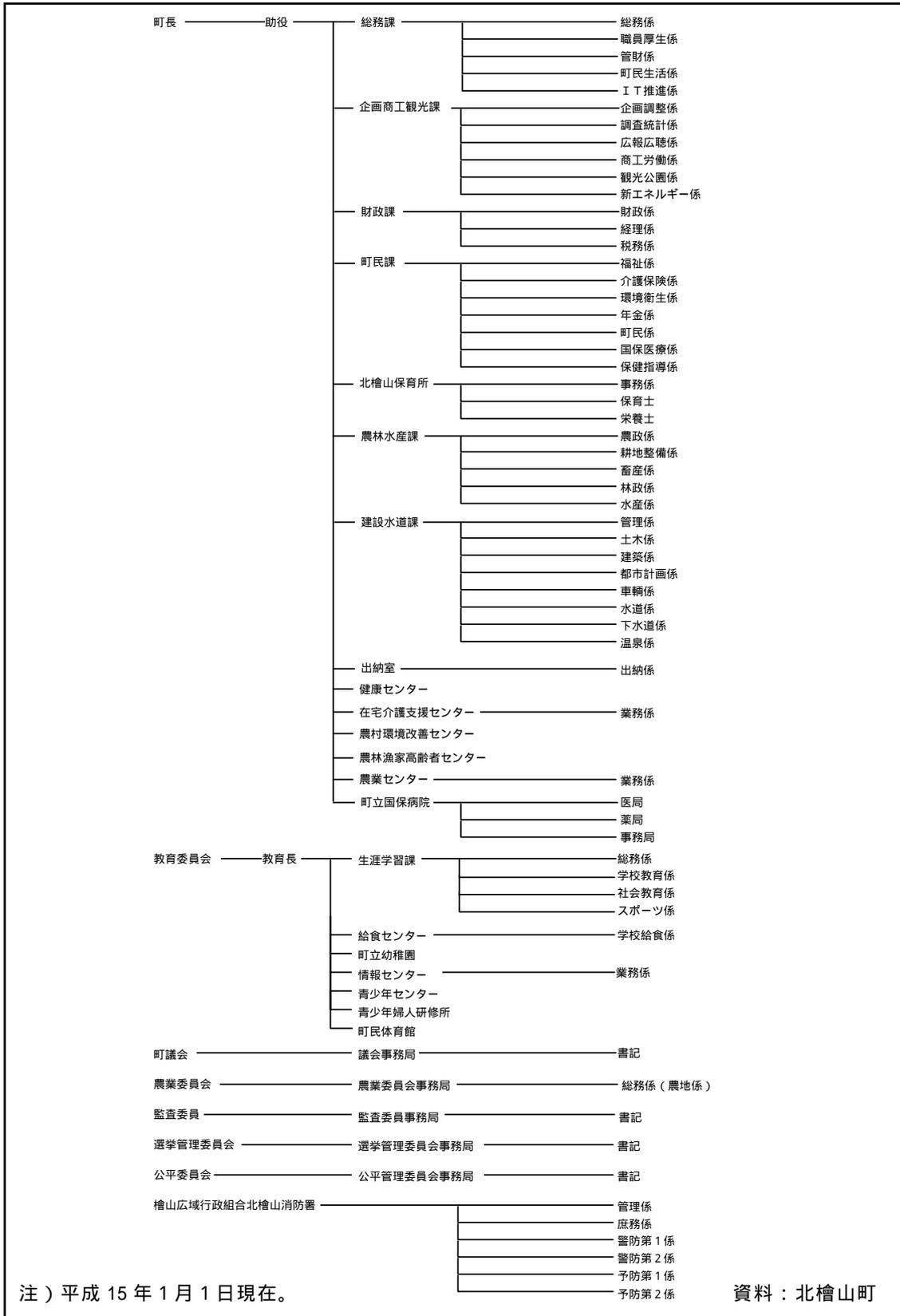
注)平成15年4月1日現在。

資料：大成町

瀬棚町行政機構（概要）



北檜山町行政機構（概要）



## 職員数

3町合計の職員数は、一般行政職 191 人、特別行政職 59 人、公営企業等 108 人、合計で 358 人（平成 15 年 4 月 1 日現在）となっています。職員 1 人当たりの人口をみると、32.0 人となっています。

## 部門別職員の状況

(単位：人)

項目		町名	大成町	瀬棚町	北檜山町	3町合計
一般行政	議会		2	2	2	6
	総務		16	20	22	58
	税務		2	3	4	9
	労働					
	農林水産		9	9	13	31
	商工		1	3	4	8
	土木		4	4	8	16
	民生		10	24	16	50
	衛生		4	4	5	13
小計			48	69	74	191
行特別	教育		23	23	13	59
	消防					
小計			23	23	13	59
業公 営企 等	病院		21	22	43	86
	水道		2	2	2	6
	下水道		2	1	2	5
	その他		5	2	4	11
小計			30	27	51	108
総計			101	119	138	358
職員 1 人当たりの人口			26.6	23.2	44.2	32.0
住基人口(平成15年3月31日現在)			2,588	2,759	6,097	11,444

注)平成 15 年 4 月 1 日現在。

資料：各町

## (3) 議会

3町の議員の状況（平成 15 年 4 月 1 日現在）は以下のとおりです。

## 議員の状況

(単位：人)

町名	項目	議員数		地方自治法に定める定数
		現員数	条例定数	
大成町		11	12	14
瀬棚町		13	14	14
北檜山町		15	15	18
3町合計		39	41	(22)

注)平成 15 年 4 月 1 日現在。( )は新町になった場合の定数。

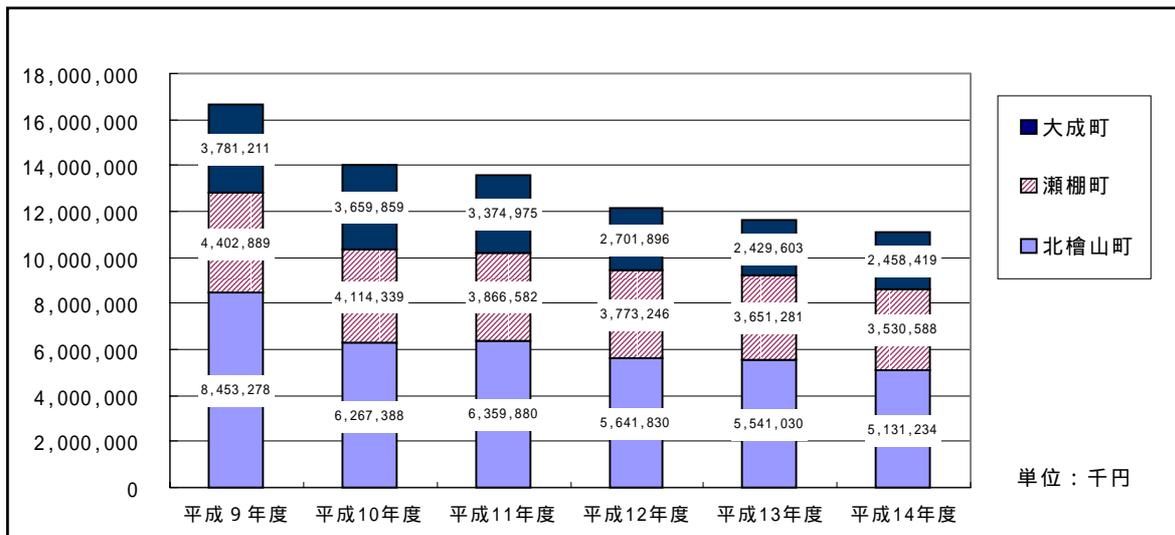
資料：各町

(4) 財政の状況

決算規模の推移

3町の歳入（普通会計）総額の推移を過去6年間でみると、減少傾向で推移しています。また、平成14年度の3町合計の歳入状況は以下のとおりとなっています。

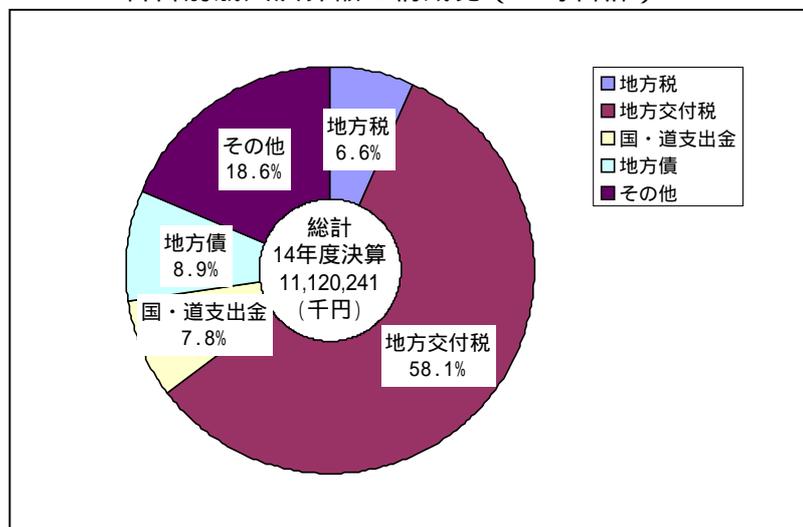
歳入決算額の推移



	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
大成町	3,781,211	3,659,859	3,374,975	2,701,896	2,429,603	2,458,419
瀬棚町	4,402,889	4,114,339	3,866,582	3,773,246	3,651,281	3,530,588
北檜山町	8,453,278	6,267,388	6,359,880	5,641,830	5,541,030	5,131,234
3町合計	16,637,378	14,041,586	13,601,437	12,116,972	11,621,914	11,120,241

資料：地方財政状況調査表

科目別歳入決算額の構成比（3町合計）



### 主要な財政指標等の状況

3町における主要な財政指標を類似団体と比較してみると以下のとおりまとめられます（類似団体との比較のため平成13年度の値を掲載している）。

財政力指数は、財政力の強弱を示す指数となっており、「1」を超えると、普通交付税の不交付団体となります。3町の指数をみると大成町が0.09、瀬棚町が0.09、北檜山町が0.15となっており、類似団体を下回っています。

経常収支比率は、経常一般財源等のうち、どの程度が経常的な経費に充てられているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。一般的に都市では75%、町村では70%程度が妥当と考えられています。3町の状況をみると、大成町で88.8%、瀬棚町で87.3%、北檜山町で86.3%と高い水準になっており、財政構造の硬直化が懸念されます。

実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支の割合をみることにより、財政運営の状況を判断する指標であり、一般的には3～5%が望ましいと考えられています。大成町が2.9%、瀬棚町が1.1%、北檜山町が1.3%となっています。

公債費負担比率は、公債費（地方債の元金及び利子の償還金。繰上償還等を含む。）に充てられた一般財源が、一般財源の総額に対してどの程度の割合となっているかを示す財政構造の弾力性を判断する指標で、一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。大成町が20.7%、瀬棚町が30.3%、北檜山町が22.8%となっています。

起債制限比率は、地方債の発行を制限するための指標で、20%を超えると起債が制限されます。3町では大成町が12.6%、瀬棚町が15.9%、北檜山町が9.3%となっています。

地方債現在高とは、一言でいうと借金の残高を表し、積立金現在高とは、貯金の残高を表します。地方債現在高と積立金現在高の推移は以下のとおりであり、3町合計の地方債現在高は16,494,098千円、積立金現在高は1,752,361千円となっています。

財政指標

町名	財政力指数	経常収支比率 (%)	実質収支比率 (%)	公債費負担比率 (%)	起債制限比率 (%)
大成町	0.09 (0.15)	88.8 (84.8)	2.9 (4.6)	20.7 (22.6)	12.6 (10.3)
瀬棚町	0.09 (0.15)	87.3 (84.8)	1.1 (4.6)	30.3 (22.6)	15.9 (10.3)
北檜山町	0.15 (0.20)	86.3 (82.3)	1.3 (4.6)	22.8 (19.7)	9.3 (9.0)

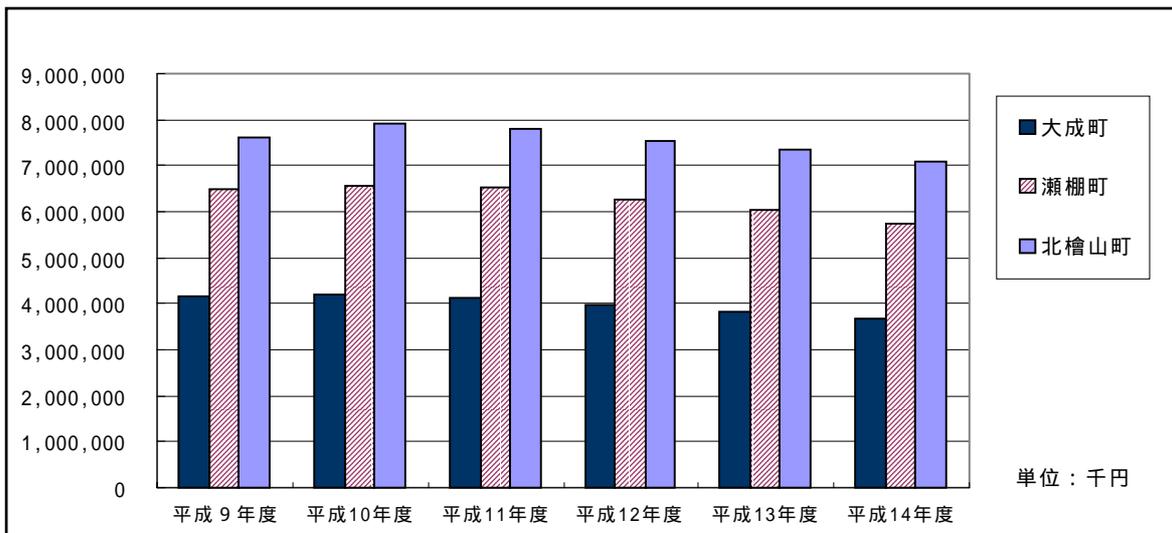
注2) 平成13年度。「( )内」の数値は類似団体の値(類型は大成町、瀬棚町は0-2、北檜山町は-1。財政力指数は平成11年度～平成13年度の平均値。

資料：地方財政状況調査表、類似団体別市町村財政指数表

地方債現在高と積立金現在高の推移

地方債現在高

(単位：千円)

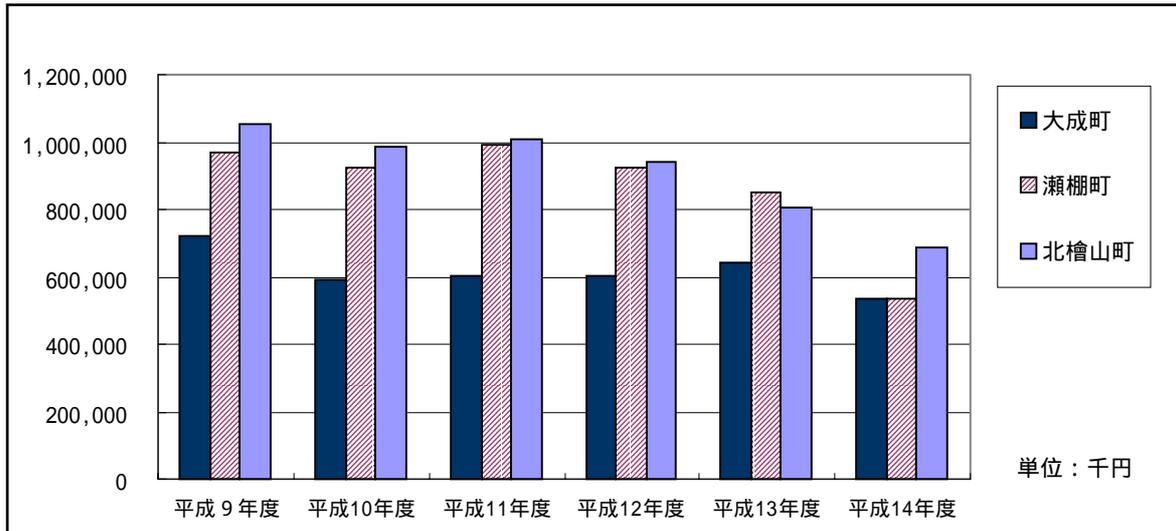


	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
大成町	4,170,570	4,206,556	4,129,908	3,986,059	3,827,191	3,680,421
瀬棚町	6,497,641	6,563,769	6,511,031	6,245,281	6,041,789	5,734,117
北檜山町	7,614,722	7,907,893	7,802,161	7,528,614	7,368,483	7,079,560
3町合計	18,282,933	18,678,218	18,443,100	17,759,954	17,237,463	16,494,098

資料：地方財政状況調査表

積立金現在高

(単位：千円)



	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
大成町	721,317	592,180	600,112	601,127	640,206	534,130
瀬棚町	971,284	925,698	989,706	921,167	853,465	532,636
北檜山町	1,052,054	984,024	1,009,451	938,931	806,287	685,595
3町合計	2,744,655	2,501,902	2,599,269	2,461,225	2,299,958	1,752,361

資料：地方財政状況調査表

## 9 広域行政の状況

3町の広域行政の状況は以下のとおりとなっています。

### 広域連合・一部事務組合等の状況

名 称	処 理 事 務	加入状況			
		大成町	瀬棚町	北檜山町	3町以外の 構成市町村
檜山広域行政組合	消防等				他檜山支庁管内7町
北部檜山衛生センター組合	し尿処理・ゴミ処理				今金町
狩場葬斎組合	火葬場				
檜山北部広域連合	介護保険				今金町
檜山管内公平委員会	公平委員会事務				他檜山支庁管内7町

注) 平成15年4月1日現在。

資料: 各町

## 第2章 合併の必要性と効果、懸念事項

# 1 合併を検討する必要性

## (1) 人口減少と少子・高齢化への対応のために

3町では、昭和30年代から人口の減少傾向が続いており、さらに、平成12年の国勢調査結果による高齢化率をみると3町全体で28.7%と、全道平均(18.2%)や全国平均(17.3%)を大きく上回り、“超高齢社会”を迎えています。今後も人口減少、少子・高齢化が進行することが見通されており(第4章 人口の見通し参照)保健・福祉・医療分野での行政の役割や負担がますます増大し、特に社会保障にかかる財政負担は極めて多大なものになることが見込まれ、これまでのサービスを維持していくことが困難になることが予想されます。

このような人口の減少や少子・高齢化の急速な進行は、社会経済の仕組みそのものに大きな影響を及ぼし、今後、保健・福祉・医療分野における行政の役割や負担が極めて大きくなるが見込まれます。このため、これらに対応した行財政基盤の強化や、サービス水準を維持・向上することができる体制づくりが緊急の課題となっています。

さらに、生産年齢人口(15歳~64歳)の減少は、税収の減少をももたらし、財政的な厳しさを一層強めることが予想されます。

また、国では、人口1万人未満の小規模自治体の権限縮小などが検討されており、一定の自治体規模の確保が求められています。

## (2) 地方分権への対応のために

地方分権とは、国や道が行っていた行政の権限をできるだけ身近な町に移し、地域の創意工夫による行政運営を進められるようにすることです。従来のが国の中央集権型の行政の仕組みは、急速な近代化と経済発展をもたらし、大きな役割を果たしてきましたが、行政課題が多様化、高度化する中、全国画一的な仕組みでは地域の特性や生活に根ざした地域づくりを行うことが難しくなってきたことから、様々な分野で地方分権が進められ、現在、地方分権はまさに実行段階を迎えています。

このため、これからの自治体には、住民の参画を基本に自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することのできる行政能力の一層の強化が必要になります。しかしながら、国からの財源委譲・税源移譲がなされていない状況にあります。

また、こうした地方分権時代の到来の中、住民側においても、住民自

らの手による特性を活かした地域づくりや、社会問題の解決に向けた住民活動が活発化してきています。3町においても、各種の住民団体やボランティア、NPO（民間非営利組織）の活動が広がりをみせつつあります。

このような住民活動は、地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりに欠かせないものとなることから、より大きな枠組みでの“住民力”の結集や住民と行政との協働体制の確立を進めていく必要があります。

### （3）硬直化した行財政に対応するために

現在、わが国の財政は危機的状況にあるといわれており、経済状況の低迷による税収の落ち込みや、経済対策に伴う公債の大量発行などにより、巨額の借金を抱えています。平成15年度末の国と地方を合わせた借金は、686兆円程度、うち地方分は199兆円程度と見込まれています。

このような危機的状況を立て直すため、国は財政構造改革を進めており、全国の市町村の財政を支える地方交付税などがすでに削減されてきており、今後もさらに大きな改革を迫られることが見込まれ、地方交付税や補助金等が貴重な財源となっている3町においても、財政状況は今後一層厳しくなっていくことが見込まれ、近い将来には財政面で立ち行かなくなり、財政再建団体に転落する可能性があります。

したがって、国からの地方交付税などの歳入が減少していくことが予想される中で、町が今後も各種の行政サービスを維持していくためには、より簡素で効率的な体制を構築する必要があります。

### （4）産業の再構築と地域活力の向上のために

3町は、農業及び水産業をはじめとする第1次産業を基幹産業として発展してきました。また、商工会と連携した商工業の振興や特色ある自然・歴史・文化資源等の地域資源を活かした観光の振興に努めてきました。

しかし、長引く不況、規制緩和、地域間競争の激化等、産業を取り巻く環境の大きな変化の中で、近年、地域経済は総体的に低迷状態が続いており、これに伴い雇用環境も厳しさを増し、将来的な地域活力の低下が懸念されています。

このような中で、今後とも3町が活力ある地域として持続的に発展していくためには、農業と水産業を核とした特色ある産業資源をこれまで

以上に有効に活用して自立度の高い産業を再構築し、競争力を強化することが必要です。

### (5) 日常生活圏の拡大に対応するために

広域的な道路・交通網の整備や車社会の一層の進展、情報通信網の発達、生活様式の多様化等を背景に、住民の日常生活の範囲は、住んでいる町の行政区域を越えてますます広がっています。3町においても、住んでいる町以外の町への通勤や通学、買い物、通院などが多くみられます。

このような日常生活圏の拡大に伴い、行政課題も多様化、広域化の傾向を一層強めており、単独の町では効果的な対応が困難な課題や広域的な整合性が必要な課題が今後ますます増えていくことが見込まれます。特に、土地利用をはじめ、道路・交通網の整備等の生活基盤整備、産業の振興など、地域一体となった総合的な取り組みが必要な分野については、より一層広域的な視点に立った施策展開を進めていく必要があります。

### (6) 快適な生活環境の確保のために

大量生産、大量消費型の生活や経済活動等に伴い、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋の汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しているほか、国内でも河川や湖沼の水質汚濁、ダイオキシン、環境ホルモン問題等が指摘され、人々の環境保全に対する意識が急速に高まっており、市町村においても環境を総合的にとらえた施策の展開が極めて重要な課題となっています。

3町においても、美しく雄大な自然環境・景観の保全をはじめ、リサイクル、省資源・省エネルギーの促進、新エネルギーなどの導入など持続可能な循環型の社会づくりに積極的に取り組んでいますが、近海・河川の保全や水質浄化、山間地の自然環境・景観保全、さらには地球環境の保全が強く求められています。

## 2 合併の効果

### (1) 合併による経費削減と財政措置

3町の合併により経常的経費が削減されるとともに、国による財政支援措置が受けられることとなります。

#### 経費の軽減効果

合併により、町長などの特別職や議員、各種委員会や審議会の委員の数が減るとともに、職員については、総務、企画等の管理部門の効率化を図りながら、サービス提供や事業実施部門を手厚くするなどの見直しにより、全体的に数を少なくすることができ、経費を大幅に節減できます。

3町の合併により、人件費及び物件費において次表のような削減が見込まれます。

#### 人件費及び物件費の削減可能額

##### 人件費

区 分	削減額	備 考
議員報酬	47,802 千円	39人から22人へ17人の削減。2年間の在任特例後の年間削減額。
町長等四役の報酬	74,585 千円	11人から4人へ7人の削減。年間削減額。
職員給	5,078,965 千円	合併後15年間で109人の削減。15年間の累計。
職員共済負担金	838,326 千円	15年間の累計。
職員退職手当組合負担金	625,269 千円	15年間の累計。

##### 物件費

区 分	削減額	備 考
物件費	4,469,426 千円	15年間の累計。

注) 合併後の新町の議員数は改正地方自治法(平成15年1月1日施行)に基づき、人口規模が「1万人～2万人の町村」の条例で定める上限数22人を用いて試算。

報酬等は平成14年度決算統計、平成14年度値を基準。  
 新町の議員22人の内訳は、議長1人、副議長1人、一般議員20人と想定し、報酬額は3町のうち最高額を採用。  
 新町の四役の報酬は3町のうち最高額を採用。  
 新町の職員一人当たり職員給は、3町の職員給と職員数の加重平均(普通会計ベース)で算出。

## 合併に伴う財政支援措置

合併した場合、国からの財政支援措置があり、主なものとしては、建設事業に対する合併特例債や合併市町村補助金、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、さらには、合併後も10年間は合併前の町ごとに普通交付税を算定する合併算定替の特例などがあり、これらを有効に活用することができます。

試算の結果、3町の合併により合併後86.6億円の財政支援措置が活用可能となります。ただし、合併特例債は、新町が借りる借金であり、返済額（元利償還金）のうち国から70%を普通交付税として手当されるものの、残りは新町として返済しなければなりません。実際の活用にあたっては後年度負担を考えて検討していく必要があります。

## 財政支援措置と活用可能額

財政支援措置	活用可能額	備考
合併市町村補助金（国）	2.1億円	人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合算額を上限（3ヵ年計）。
合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）（国）	61.8億円	標準全体事業費65.1億円。
合併市町村まちづくりのための基金造成に対する財政措置（合併特例債）（国）	14.4億円	標準基金規模の上限15.2億円（基金造成の上限額）。
合併直後の臨時的経費に対する財政措置（国）	2億円	普通交付税（合併補正）による包括的財政措置（5ヵ年計）。
新たな特別交付税措置（国）	6.3億円	合併を機に行われる新たなまちづくり、公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等への支援（3ヵ年計 - 1年目：5割、2年目：3割、3年目：2割）。
計	86.6億円	

## (2) 行政能力の強化と行政サービスの向上

### 総合行政の充実・強化

社会・経済情勢が目まぐるしい変化に伴い、3町においても、保健・福祉・医療、環境、教育、情報化、国際化をはじめ、あらゆる分野において、これまでみられなかった新しい行政課題への対応が必要になりますが、合併することにより、簡素で効率的な職員配置が可能となり、柔軟で横断的な総合的行政の展開や、各分野の事業を有機的に活かした新規事業の立案などが期待できます。

### 行政組織の再編成

3町で大きな課題となっている少子・高齢化に対応した、地域と連携のとれた窓口サービスの充実に欠かせない職員配置が可能となります。

また、合併により管理部門が一つに統合されることから、職員配置などの組織編成にあたっては、管理部門のスリム化や住民サービス部門を充実することが期待できます。

### 窓口サービスの充実など住民の利便性の向上

窓口サービスについて、合併により行政区域が拡大することから、勤務地や買い物先の近くなど利用可能なサービス窓口が増加し、住民の日常生活圏に即した多くの場所でサービスを受けることができるようになります。

### (3) 広域的視点に立った効果的なまちづくりの推進

#### 総合的な産業振興施策の推進

基幹産業である農業及び水産業をはじめ、林業、商業、工業、観光などの産業分野において、それぞれの町がこれまで培ってきた技術や資源を共有化・一体化し、さらに高度化・規模拡大させることが可能になるほか、町の枠組みを越えた生産基盤の配置及び整備充実、一体的な企業立地の促進、国・道・民間の事業誘致、新たな観光のゾーニングや観光資源のネットワーク化、新産業創出への一体的支援など、土地利用の見直し等を伴った新たなまちづくりの視点からの取り組みも可能となるなど、総合的な産業振興施策を打ち出すことができるようになります。

また、これに伴う多様な雇用の場の創出により、雇用環境の向上が図られ、持続的に発展可能な自立度の高い産業の再構築につながることを期待されます。

#### 一体的な基盤整備等による均衡のとれたまちづくりの推進

土地利用をはじめ、都市計画、道路・交通・情報通信網の整備など、生活基盤分野において、より一層広域的な視点から施策が展開できるようになることから、市街地の再生整備や渡島半島横断道路、開発道路北檜山大成線など国・道道の整備促進、バスなど公共交通機関の充実、高度情報通信基盤や情報ネットワークの整備などが町の枠組みを越えて一体的・効果的に実施あるいは促進できるようになり、整備が一層進むとともに、均衡のとれた整合性あるまちづくりが推進できます。

#### 住民参画・協働のまちづくりの促進

合併によって人口規模が大きくなることにより、より多数かつ多分野にわたる住民の参画・協働が可能となるほか、一体的な情報のネットワーク化や情報公開の推進を通じて、より広い範囲における情報が提供できることから、住民が旧町の範囲を越えてより多くの事業や行事等に参画・協働することができるようになります。

また、これまで各町で活発な活動を行ってきた各種住民団体やボランティア、NPOなどの連携・一体化・多様化等が進み、それぞれの活動の一層の活発化と内容充実、さらには従来みられなかった新たな活動の展開や新たな団体の組織化等が期待できます。

さらに、これらのことにより、3町の大きな課題である少子・高齢化に対応した、助け合い支え合う地域福祉活動の充実も期待されます。

### 3 合併で懸念される事項とその対応の方向

#### サービスの低下や負担の増大への懸念について

現在、3町では、様々な分野で各町の特性に応じた異なる水準の住民サービスが行われていますが、合併によってこれらが見直され、これまでよりサービスが低下するのではないかと、また費用負担が増大するのではないかと懸念があります。

これらサービスと負担の調整については、今後、大きな課題になると思われませんが、基本的に、「サービスは高い方に、負担は低い方に合わせる」という方針で進めることとなります。ただし、単純にサービスは高い方に、負担は低い方に合わせて一元化を図ると、財政面・人員面での行政の負担は増大し、行財政運営に支障をきたすおそれもあり、すべてのサービスをこのような形で行うことは難しいと考えられます。

そのため、住民に不公平感を与えないことや、新町としての健全な行財政運営、受益と負担との適正化などを総合的に勘案し、今後、合併後のサービスのあり方を十分協議し、新たに定めていく必要があります。

なお、合併に伴う公共料金の格差是正等に対する国の財政措置（合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、合併自治体に対する特別交付税措置）もあり、これらを有効に活用することも考えられます。

#### 行政区域の拡大による住民意向の反映について

3町が合併すると、地域住民の意見が従来よりも行政に反映されにくくなるのではないかと懸念があります。

これについては、今後、地域住民の意見を十分に踏まえながら、新町建設計画を策定していくとともに、地域住民の意見をまちづくりに反映させるための住民組織である「地域協議会」（合併後も地域の声を施策に反映させるため、合併前の旧町の区域を単位として設置し、当該地域の地域振興などに関し、合併後の町長の諮問に応じて審議するとともに、必要に応じて意見を述べることができる組織）の設置等について検討するなど、地域住民の意見を十分に反映させる様々な仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、合併を契機に、一体的な情報ネットワークの整備とも連動しながら、広報・広聴機能の一層の強化を図ることも必要です。

### 基盤整備や施設整備における格差発生への懸念について

3町が合併すると、総合的なまちづくりの視点から、類似施設を重複して整備するようなことがなくなり、重点的な投資や一体的な整備がしやすくなりますが、一方で、公共投資が中心部など一部の地域に集中し、周辺部は従来よりも投資が少なくなり、さびれてしまうのではないかと懸念があります。

これについては、今後、3町間で十分協議し、合併後の全町的な均衡ある発展に向けた基盤整備や施設整備、主要施策の方向性について検討・調整し、新町建設計画に反映させていくことが必要となるほか、「地域協議会」の設置検討をはじめとする、周辺部の地域住民の意見を十分に反映させる仕組みづくりを進めていく必要があります。

### 役場本庁舎と支所の役割分担について

3町が合併した場合に役場が一つになります。このため、新町役場が置かれる地域以外では、役場までの距離が遠くなり、行政サービスを受けにくくなったり、不便になったりするのではないかと懸念があります。

これについては、現在の町役場は合併後も支所等として位置づけられ、住民のためのサービス窓口として機能することになっており、これまでとほとんど変わりません。管理部門が一つになることから、ごく一部の専門的な相談（都市計画や建築に関する許可など）に関しては本庁（新町役場）での対応が必要となりますが、その他の大半の住民向けサービスについては、現在の町役場（支所等）で十分対応できます。

また、住民票の交付等のサービスについては、支所等におけるサービスの継続はいうまでもなく、今後は、広域的な情報ネットワークの整備や国・民間の動きに伴い、全国のどこの市町村でも、また郵便局やコンビニなどでも利用できるようになることが予想され、これまで以上に便利になることが見込まれます。

### 各地域の独自性の維持について

3町では、それぞれの町において個性ある歴史や文化、伝統芸能・行事、住民活動等を育んできました。これらは地域としてのアイデンティティ（独自性）でもあり、コミュニティそのものでもあります。合併により行政区域が広がることによって、これらが失われてしまうのではないかと懸念があります。

これについては、行政区域が広がることと、愛着心や独自性、コミュニティ機能が低下することとは全く別のことで、地域の歴史や文化、伝統は、その地域に住んでいる人々が醸成していくことにより、将来にわたって維持されるものと考えられます。

このため、それぞれの地域・コミュニティの住民による個性ある地域づくりが継続され、さらに発展していくことができるよう支援していくことが必要であり、合併前から3町間で十分協議し、地域・コミュニティの自立的な活動を支援・促進する仕組みや、各地域の歴史・文化、伝統等を保存・継承する施策について検討・調整していく必要があります。

#### 行財政の効率化に関わる問題について

合併は「最大の行政改革」ともいわれており、行政組織の再編や経費の削減を中心に行財政の効率化が合併の大きな効果としてあげられますが、既存の組織体制を踏襲したままでの人員削減を中心とした方法では、行政サービスの低下につながるおそれがあります。

したがって、行政の効率化は、職員の意識改革と資質の向上、事務の効率化、行政サービスの適正化などを踏まえた総合的な視点から、計画的・段階的な改革によって進めていく必要があります。

また、行政サービスの維持・向上を図るために、本庁と支所等との適正な役割・機能分担、情報ネットワークの強化が必要となります。

さらに財政については、主要財源である地方交付税は、合併による財政支援措置があるものの、今後も減少が予想され、その影響への懸念もあります。財務体質の問題は規模の拡大のみで自動的に解決するものではないことから、目標を設定した健全な財政計画の策定が必要となります。

### 第3章 地域の特性とまちづくりの課題

## 1 地域の特性

新町としてのまちづくりを進めるにあたって活用すべき地域の特性や資源は次のとおりまとめられます。

### 特性 1

#### 豊かな自然資源にめぐまれたまち

新町は、道南の最高峰狩場山(1,520m)など1,000m級の山々が連なり、南部には遊楽部岳(1,276m)や白水岳(1,136m)などが連なっています。その中間の平坦地には美しくのどかな田園空間が一面に広がり、一級河川後志利別川が流れ日本海に注ぎます。また、北部の狩場山から海岸にかけて狩場茂津多道立自然公園に指定され、南部の海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されるなど、美しく雄大な海と緑の自然環境・景観を誇ります。

これらの自然は、住民の貴重な財産であり、新町の個性を際立たせるかけがえのない資源であることから、自然環境・景観の保全を基本に、適切な形で新町のまちづくりに活用していきます。

### 特性 2

#### 新しい時代を見据えた農業・水産業のまち

新町は、稲作、酪農、畑作を中心とした農業が営まれており、肥沃な土壌から生産される米は良質米として定評があり、有機農法の導入による安心で安全な農作物づくりに取り組んでいます。また、牛乳の生産量は檜山管内でもトップクラスです。水産業では1港湾13漁港があり、「とる漁業」から「守り、育て、売る漁業」を積極的に進めているところです。

このように新町は、地域特性・資源を生かした特色ある農業、水産業のまちであり、産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、次代に伝え、さらに発展させていきます。

### 特性3

#### 新エネルギーの導入・活用が進むまち

新町には、日本初の洋上風車や蜂の巣型集合風車など強い季節風を利用した風力発電施設をはじめ、暖房や融雪等への地熱エネルギー活用、自然エネルギーに関する研究施設など、環境への負荷が低い新エネルギーに関する施設等の導入・立地が進んでおり、今後は、家畜糞尿のバイオマスガスプラントでの活用等も検討されています。

新町のまちづくりにおいては、環境保全や産業振興に結びつけて新エネルギー導入による波及効果を生かしていきます。

### 特性4

#### 多彩で魅力ある観光・交流資源を有するまち

新町には、これまでみてきた貴重な自然資源、スポーツ資源、産業資源をはじめ、公営温泉施設や海水浴場、パークゴルフ場や宿泊施設、特色ある公園、親水空間、町民ふれあい農園などの都市と農漁村との交流施設、観光イベント・祭りなど、新町ならではの自然や文化、産業、食文化等にふれあえる多彩で魅力ある観光・交流資源があります。

新町のまちづくりにあたっては、これらの多様な観光・交流資源を一体的に活用し、多くの人々が行き交う、活気とふれあいあふれるまちづくりを進めていきます。

### 特性5

#### 住民活動が盛んな協働のまち

地域社会の連帯感、定住志向の強さは、内外の多くの人々が認める新町の優れた特性の一つです。

こうした住民性等を背景に、それぞれの地域において、多様な住民団体やボランティア、NPOが組織され、様々な住民活動や住民と行政との協働のまちづくりが進められています。

新町においては、こうした地域性や住民活動を大切に守り育て、そのパワーとエネルギーを結集し、様々な分野におけるまちづくりの原動力として活用していきます。

## 2 現行総合計画にみるまちづくりの方向性

新たなまちづくりの将来像を設定するためには、地域特性の整理・把握に加え、各町がこれまでめざしてきた（めざしている）まちづくりの方向性を把握・分析することが必要です。そこで、3町の現行の総合計画から、まちの将来像、基本目標、重点施策等を抽出すると、次のとおりとなっています。

### 現行総合計画にみるまちづくりの方向性

#### 大成町【第3次大成町総合計画（平成13年 - 平成22年）】

将来像	海と大地に夢かける 豊かな心の ふるさと大成
基本目標及び重点施策等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 恵み豊かな自然を守り生かす実りのふるさとづくり  優れた自然環境の保全と自然との共生  土地の保全と有効利用  資源管理型栽培漁業の振興  森林の保全と林業の振興  知恵と創意の地場産業振興  町のイメージを体現する商業の振興  リフレッシュ創造 観光・レクリエーション振興</li> <li>2 豊かな身体と笑顔の町民が暮らすふるさとづくり  安全で快適な生活環境づくりの推進  ぬくもりと安心の健康福祉のまちづくり推進  次代を担う人材の育成  豊かな人生を拓く生涯学習の推進</li> <li>3 古い歴史と現代の知恵が調和した文化のふるさとづくり  歴史文化、伝統芸能の保全・継承  大成文化の創出  多様な交流の推進  活発なまちづくり活動の促進</li> <li>4 まちづくりを支える行政活動の推進  分権社会に対応した行政活動の推進</li> </ol>

瀬棚町【第4次瀬棚町総合計画（平成10年 - 平成19年）】

将来像	暮らしを見つめ、暮らしを創るまち/せたな
基本目標及び重点施策等	<p>1 参加の中から共に創る瀬棚をめざす-みんなで進めるまちづくり          (1) 心ふれあう地域協働のまちをつくる          (2) 情勢に応じた行政をすすめる</p> <p>2 活力の中から魅力ある瀬棚をめざす-活気のあるまちづくり          (1) 地域の特性を生かした産業の振興をすすめる          (2) 港湾を生かしたまちをつくる</p> <p>3 暮らしの中から快適な瀬棚をめざす-安全快適な美しいまちづくり          (1) 安全で快適な生活環境をつくる          (2) 自然環境にやさしいまちをつくる</p> <p>4 健康の中から安心する瀬棚をめざす-安心とやすらぎを感じるまちづくり          (1) 健康づくりをすすめる          (2) 充実した福祉社会をつくる</p> <p>5 学びの中から誇れる瀬棚をめざす-ふるさとに誇りを持てるまちづくり          (1) 個性豊かな教育環境をはぐくむ          (2) 歴史と文化の香るまちをつくる</p>

北檜山町【北檜山町第3次総合計画（平成7年度 - 平成16年度）】

将来像	うるわし交響曲きたひやま幸福郷
基本目標及び重点施策等	<p>【基本目標】</p> <p>1 学びと集いのまちづくり          ・豊かな学びの心のあるまち ・盛んな交流活動のあるまち</p> <p>2 花と緑のまちづくり          ・安全な暮らしのあるまち ・快適な暮らしのあるまち ・美しい風景のあるまち</p> <p>3 自主と連帯のまちづくり          ・手をつなぐコミュニティのあるまち</p> <p>4 意欲と技のまちづくり          ・暮らしを支える活力のあるまち</p> <p>5 手を取り支えあうまちづくり          ・健やかで幸せな暮らしのあるまち</p> <p>【クリエイティブ・プラン】</p> <p>花と緑の田園都市創造プラン          ・花と緑と水のネットワークをつくる ・美しい田園づくりを進める          ・美しいまちづくり運動を展開する</p> <p>パワフル産業活性化プラン          ・環境保全型農業の推進 ・海さち山さち産業をつくる ・北檜山トランスポート（輸送拠点）を形成する</p> <p>はつらつ交流タウン創造プラン          ・フラワー交流事業を進める ・“はつらつ人”育成体制と環境をつくる          ・ぬくもりコミュニティをつくる</p> <p>【喜びハーモニー「地区振興基本計画」】          【プロデュースの基盤 ・熱意と進取のまちづくり】</p>

### 3 まちづくりの課題

これまでみてきた「地域の特性」と「現行総合計画にみるまちづくりの方向性」の把握・分析を踏まえ、特性を伸ばす視点から、新町におけるまちづくりの課題をまとめると、次のとおりとなります。

#### 課題 1

#### 少子・高齢化への対応と支え合う地域社会づくり

国や道を大幅に上回る少子・高齢化の進行や住民の保健・福祉・医療ニーズの高まりに対応するため、これまで築いてきた施設環境を活かし、地域における住民参画の福祉体制づくりをはじめ、安心して子どもを産み育てられる子育て環境づくりや高齢者、障害者の介護・自立支援の環境づくりを進め、すべての住民が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら、共に生きることができる地域社会づくりを新町一体となって進めていく必要があります。

#### 課題 2

#### 特色ある地域資源を活かした産業の構築

停滞傾向にある地域経済の活性化と雇用の場の創出のため、農業及び水産業を中心とした1次産業を基幹産業とする新町の特性・資源を最大限に活かし、経済環境の変化や高齢社会に対応した農業・水産業の振興を柱に、林業、商業、工業、観光に至るまで、新町の特色ある資源を活かした柔軟な支援施策を新町一体となって推進し、活力ある産業を構築していく必要があります。

課題3

自然との共生と安全で快適な居住環境づくり

環境保全に対する住民意識の高まり、地球環境の保全や循環型社会の形成等の社会的要請、さらには大きな課題となっている若者の定住促進への対応を図るため、すべての分野で新町が誇る美しく雄大な自然環境・景観と共生するまちづくりを進めるとともに、これまでの取り組みを発展させた総合的な環境施策や災害に強い安全なまちづくり、快適な冬の暮らしづくりを新町として一体的に推進し、美しく快適で安全な暮らしが実感できる、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進めていく必要があります。

課題4

交流・定住を支える生活基盤づくり

道南地域の地域構造の変化も視野に入れた、将来的な新町の発展基盤づくりのため、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、環境と共生する魅力ある市街地環境の創造、定住基盤となる住宅・宅地の整備、安全で利便性の高い道路・交通網の整備、港湾・漁港の整備、高度情報化社会に対応できる情報ネットワークの整備など、交流・定住を支える生活基盤づくりを新町一体となって進めていく必要があります。

課題5

未来を担う人材の育成と地域文化の一層の向上

未来の新町を担う、地域に誇りを持ち創造性豊かな人材の育成と、そのための生涯にわたる自己実現の場や機会の拡充、定住を促進する大きな要素である地域文化の一層の向上を図るため、新町の特色ある文化・教育・スポーツ資源を活用した総合的な学習・芸術・文化・スポーツ・交流環境づくりや、内外への情報発信を新町一体となって進めていく必要があります。

課題6

参画と協働による魅力ある地域づくり

地方分権時代の中で、住民の参画と協働によるまちづくりが進められるよう、また各地域の実情に応じた個性豊かな地域づくりが一層進められるよう、住民や住民団体、企業等と行政とのパートナーシップを強化していくとともに、地域コミュニティの育成・支援や地域ごとの住民組織への支援等を推進し、魅力ある地域づくりを新町一体となって進めていく必要があります。

## 第4章 新町の将来像

## 1 新町の将来像

めざす将来像は、合併の必要性和効果、新町としての現状特性や発展課題、基本的な視点を総合的に勘案し、新たな時代に向けて新町が進むべき姿を示すものであり、新町のまちづくりの象徴となるものです。

これまでの検討に基づき、新町がめざす将来像を、

豊かで美しい自然、  
人と人のふれあいを大切にするまちをめざして  
- 共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと -

とします。

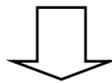
## 2 将来像実現のための基本施策

めざす将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

将来像

豊かで美しい自然、  
人と人のふれあいを大切にするまちをめざして

- 共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと -



まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）

基本目標 1

健やかに暮らせる福祉のまち

基本目標 2

活力に満ちた産業のまち

基本目標 3

自然と共生する安全なまち

基本目標 4

多様な交流を支えるにぎわいのある快適なまち

基本目標 5

豊かな人間性と文化をはぐくむまち

基本目標 6

みんなでつくるまち

## 基本目標 1

## 健やかに暮らせる福祉のまち

少子・高齢化が急速に進む中で、乳幼児から高齢者まで、障害を持つ人も持たない人も、住民一人ひとりが住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら健康で幸せに暮らせるよう、健康寿命（痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間）を伸ばす環境づくりを総合的に進めていくとともに、ノーマライゼーションの理念（だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）に立った、住民参画に基づくぬくもりのある地域福祉体制づくりを進めます。

また、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができる子育て支援の環境づくりから、高齢者や障害者の介護・自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用まで、住民一人ひとりの生命や暮らし、人権を尊重した総合的な保健・福祉・医療施策を推進します。

健やかに暮らせる  
福祉のまち

保健・医療の充実

地域福祉の推進

子育て支援の推進

高齢者施策の推進

障害者施策の推進

社会保障の充実

## 主な検討事業

- 保健・医療の充実
- ・保健・福祉・医療の連携システムの確立
- ・在宅生活を支える医療体制の確保
- ・住民検診の推進
- ・病院の運営方法等の検討
- ・健康づくり事業の推進

- ・各種保健事業の充実
- ・心の健康づくり事業の推進
- ・地域保健体制の充実
  - 地域福祉の推進
- ・社会福祉協議会の効果的な運営
- ・ボランティアの育成・強化の推進
- ・町内会などの地域福祉活動の支援
- ・福祉施設の環境整備
- ・安全なまちづくりの推進
  - 子育て支援の推進
- ・保育事業の推進
- ・学童保育事業の実施
- ・母子保健サービスと子育て支援の充実
  - 高齢者施策の推進
- ・高齢者の暮らしやすいまちづくりの推進
- ・高齢者向け住宅の整備
- ・高齢者に優しい住環境の整備
- ・生きがいづくりと社会参加の促進
- ・高齢者の就業機会の確保
- ・高齢者の自立生活支援の推進（生活支援事業・生きがい活動支援事業）
- ・介護予防活動の推進
- ・家族介護支援の推進
- ・健康維持・増進についての保健活動、体力づくりの推進
  - 障害者福祉の推進
- ・障害者の自立支援体制の整備
- ・生活支援体制の充実
- ・雇用・就労支援等の充実
- ・障害者の社会参加と交流の促進
- ・生活環境の整備
- ・支援費制度におけるサービス提供体制の確保
  - 社会保障の充実
- ・生活保護受給者の自立を助けるための指導、援助の充実
- ・民生・児童委員や関係機関との連携

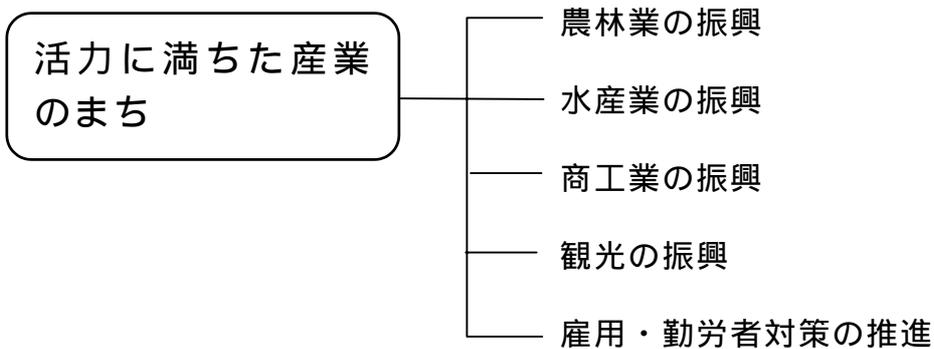
基本目標 2

活力に満ちた産業のまち

産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、生産基盤の一層の充実や生産技術の高度化・経営の安定化、担い手の育成・確保、販路の拡大と高付加価値化、都市・消費者との交流など、環境変化や高齢社会に即した施策を推進し、基幹産業である第1次産業の維持・高度化を図ります。

また、商工会と連携した工業、商業・サービス業等の振興、新町ならではの自然資源や温泉、芸術・文化、産業資源、食文化等を活かした体験・交流型、滞在型の観光、さらには関係機関と連携した雇用対策の一体的推進による若者の地元就職及び U・J・I ターンの促進、後継者の定住促進施策の推進を図り、産業の再構築を進めます。

U・J・I ターン：就職等により都市部に定住した人が、出身の地方に戻って定住することを「Uターン」、出身地とは別の地方に定住することを「Jターン」、もともと都市部に居住していた人が、地方に定住することを「Iターン」という。



主な検討事業

- 農林業の振興
- ・ 農業担い手の育成・確保
- ・ 主要作物の生産振興
- ・ 農業生産基盤の整備（草地整備事業、水田基盤整備事業）
- ・ 情報交流事業の実施（モニターツアー等）
- ・ 農用地の利用集積
- ・ 認定農業者の育成
- ・ 新規就農等の参入

- ・生産性の高い農業・農産物への取組み
- ・農畜産物加工品の開発
- ・農畜産物の販売促進と流通開発
- ・有機農業への取組み
- ・地域産業との連携
- ・農業の法人・集団経営の推進
- ・農業土地基盤整備の推進
- ・かんがい排水の整備
- ・総合的な土づくりの推進
- ・森林がもたらす多様な機能の充実と保全、推進
- ・森林資源の活用・保護の充実
- ・町有林、民有林の植栽、除間伐等の推進
- ・新規産業や農漁業担い手支援などの次世代育成事業
- 水産業の振興
- ・水産資源種苗生産事業の推進
- ・漁業生産の向上及び増養殖事業の確立
- ・マリンタウンプロジェクト事業の推進
- ・担い手対策のための魅力ある漁業の展開
- 商工業の振興
- ・商工会の育成
- ・地域の特性を活かした企業の誘致
- ・消費者ニーズの把握と商工業の推進
- 観光の振興
- ・観光拠点の整備（太田神社付近・秘湯白別温泉・道の駅てっくいランド大成・平浜海水浴場・青少年旅行村等）
- ・観光案内板の整備
- ・新たな観光資源の開発
- ・体験型観光の推進（地引き網体験・農産物、山菜等収穫体験・自然観察体験等）
- ・観光協会の育成
- ・観光物産の開発
- ・観光の通年化のためのイベント創出
- ・レクリエーションマナー普及活動の促進
- 雇用・勤労者対策の推進
- ・雇用の安定化・新規雇用の創出
- ・若年労働者の地元就職対策の推進
- ・季節勤労者団体の育成・支援
- ・雇用対策事業の実施

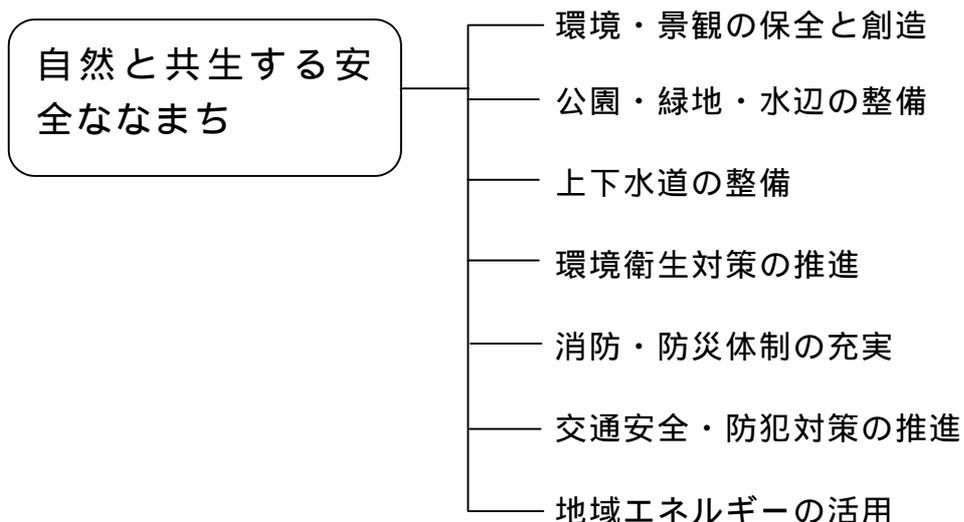
## 基本目標3

## 自然と共生する安全なまち

新町の美しく雄大な自然環境・景観の保全と創造、地球温暖化防止など地球環境の保全、持続可能な循環型社会の形成、さらには人々の定住促進に向け、環境を総合的にとらえた施策を住民・事業者と一体となって積極的に推進し、自然と共生するまちづくりを進めます。

また、新町ならではの自然資源等を活かした、特色ある憩いの場やうるおいある親水・親緑空間の創造、健康で快適な生活に欠かせない上下水道整備の充実、廃棄物の減量化 3R（リデュース・リユース・リサイクル）体制の充実、新エネルギーの導入と活用、さらには大地震や河川の氾濫への対応をはじめとする災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進し、豊かな自然を活かした、美しさと快適性・安全性が実感できる、誰もが住みたくなる居住環境づくりを推進します。

3R：資源循環型社会を形成するために必要な3つの原則の頭文字。廃棄物について発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）すること。



## 主な検討事業

- ・ 環境・景観の保全と創造
- ・ 環境美化意識の高揚と環境美化活動への支援
- ・ 自然環境の保全

- ・環境教育・学習の推進
  - 公園・緑地・水辺の整備
- ・森林環境整備による道立自然公園を活かした多目的利活用
- ・植樹事業による緑化運動
- ・漁火公園や夕陽丘公園など優美活動や地域活動の場の整備
- ・自然活動が行える場の整備（立象山公園・教育の森等）
- ・植樹祭の実施
- ・住民主導による緑化の推進（国道・道道などの緑地帯の花壇作り）
  - 上下水道の整備
- ・水量確保と濁度対策
- ・公共下水道整備の推進
- ・合併処理浄化槽整備の推進
- ・水道設備の再整備と統廃合、配水体系の見直し
- ・水洗化の促進
- ・下水道面整備
- 環境衛生対策の推進
- ・ゴミの減量化運動の推進
- ・公衆衛生事業の推進
- ・新エネルギー、クリーンエネルギーの活用
- ・再生品の利用促進
- ・ゴミの不法投棄、衛生環境の監視活動の強化
- ・住みよい地域を形成するための環境整備の推進
  - 消防・防災体制の充実
- ・防災体制の充実
- ・防災行政無線の整備と有効活用
- ・災害情報ネットワークシステムの確立
- ・高規格救急車の導入配備と救急救命士の育成
- ・計画的な消防施設整備
- ・急傾斜地崩壊防止事業（上浦地区急傾斜地事業・太櫓越川地すべり対策事業・花歌地区急傾斜地事業）
- ・河川の水害対策事業（一級河川後志利別川、二級河川太櫓川等）
- ・保安林整備
- ・海岸地区治山事業（南川地区海岸保全整備事業等）
  - 交通安全・防犯対策の推進
- ・交通安全活動指導者の育成
- ・交通安全活動事業
- ・広報啓発活動
- ・街路灯施設の整備
- ・地域防犯対策の推進
- ・自主防犯活動団体の育成・支援
  - 地域エネルギーの活用
- ・地域エネルギーの活用促進

## 基本目標4

## 多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち

社会・経済情勢の変化や道南地域の地域構造の変化を展望し、長期的・広域的視点から、新町としての土地利用関連計画の策定のもと、地域の均衡ある発展に向けた計画的かつ調和のとれた土地利用を推進します。

また、これに基づき、自然と共生し、人々が集う魅力ある市街地環境の創造、定住基盤となる快適な住宅・宅地の整備を進めるとともに、地域高規格道路である渡島半島横断道路や開発道路北檜山大成線をはじめとする国・道道の整備促進、町内幹線道路の整備及び生活道路の整備、港湾・漁港の整備、バス等の公共交通機関の維持、高度情報通信基盤の充実及び多様な分野における情報ネットワークの整備等を図り、交流・定住を支える生活基盤づくりを推進します。

多様な交流を生む  
にぎわいのある快  
適なまち

- 調和のとれた土地利用の推進
- 市街地の整備
- 住宅対策の推進
- 道路網の整備
- 公共交通機関の充実
- 港湾・漁港の整備
- 情報ネットワークの整備

## 主な検討事業

- 調和のとれた土地利用の推進
- ・ 計画的土地利用の総合調整
- ・ 未利用地の適切な開発誘導
- ・ 保全と開発の調和のある推進
- ・ 農業地域・森林地域の確保と保全
- ・ 海岸地域の保全

- ・農業地域の土地の有効活用
- ・市街地地域の土地の有効活用
- ・森林地域の土地の有効活用
- ・自然公園地域の土地の有効活用
- 市街地の整備
- ・都市計画マスタープランの策定
- ・都市計画道路の整備
- 住宅対策の推進
- ・公営住宅・町営住宅建替・改修事業（宮古第2団地・はまなす団地・徳島団地等）
- 道路網の整備
- ・地域高規格道路「渡島半島横断道路」の早期建設促進
- ・国道229、230号の整備促進
- ・道道の整備促進（開発道路道道北檜山大成線改良事業・八雲北檜山線歩道設置事業等）
- ・生活道路整備の充実
- ・町道整備の充実（馬場川鈴の原線道路改良事業・栽培センター通り線道路改良事業等）
- 公共交通機関の充実
- ・生活交通路線バスの運行支援
- ・町営バスの運行による交通手段の確保
- 港湾・漁港の整備
- ・漁港の整備と有効活用の推進
- ・港湾の整備と有効活用の推進
- ・漁港海岸・建設海岸保全整備事業
- ・海岸緑化の推進
- 情報ネットワークの整備
- ・ネットワークを利用した窓口サービスの充実
- ・ホームページの充実

## 基本目標 5

## 豊かな人間性と文化をはぐくむまち

生きる力の育成を重視した学校教育の推進や新町の自然・歴史等を活かした地域に開かれた特色ある学校づくりをはじめ、各世代のニーズに応じた生涯学習環境の整備を図り、未来の新町を担う、地域に誇りを持ち創造性豊かな人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を活かすことができる総合的な学習環境づくりを進めます。

また、新町らしさを際立たせ、まちづくりを支える、住民主体の特色ある学習・芸術・文化・スポーツ・交流活動等を積極的に支援・促進し、文化の香り高いまちづくりを推進します。

## 豊かな人間性と文化をはぐくむまち

生涯学習の推進

学校教育の充実

青少年の健全育成

芸術・文化の振興

スポーツの振興

国際交流の充実と地域間交流の推進

## 主な検討事業

## 生涯学習の推進

- ・生涯学習推進体制の整備
  - ・生涯学習プログラムバンクの整備
  - ・地域活動・学びのネットワークの構築
  - ・教育環境の整備・充実
  - ・生涯学習推進計画の策定
  - ・図書館・図書センターによる学習情報等の提供
- 学校教育の充実
- ・スクールバスの運行
  - ・地域に根ざし、開かれた学校づくりの推進

- ・高等学校の適正配置
- ・幼稚園・保育所の一元化の推進
- ・教育研究所活動の充実
- ・学校施設整備の充実
- ・学校間交流事業等の充実
- ・教員住宅の整備
- ・情報処理機器整備の充実
- ・姉妹校事業
- ・通学定期助成事業  
青少年の健全育成
- ・子ども会やスポーツ少年団活動の育成
- ・学校5日制対応事業の推進
- ・放課後児童対策の推進
- ・青少年育成指導員の育成  
芸術・文化の振興
- ・文化活動施設の整備
- ・伝統芸能の継承活動の奨励
- ・地域文化遺産の保存継承
- ・文化団体活動の育成  
スポーツの振興
- ・スポーツ活動の推進
- ・スポーツ施設の有効活用
- ・スポーツ団体、指導者の育成
- ・スポーツ教室・行事等の開催
- ・スポーツ施設の充実  
国際交流の充実と地域間交流の推進
- ・国際交流事業の推進
- ・国際理解のための講座・教室等の充実
- ・交流テーマによる国内交流の推進
- ・体験学習、体験型レクリエーションの推進
- ・町民交流の推進
- ・姉妹都市事業（受け入れ・派遣・協議会活動などの支援）
- ・国際交流アドバイザーの配置

## 基本目標6

## みんなで作るまち

すべての住民が意欲と責任を持って、まちづくりのあらゆる分野に積極的に参画し、個性豊かな魅力あるまちづくりが効果的に進められるよう、コミュニティ活動を一層促進していきます。これとともに情報公開機能の強化や各種計画の策定・実施・点検・見直しへの住民参画の促進、多様な住民団体、ボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入等による住民と行政とのパートナーシップの確立のもと、新たな時代における協働のまちづくりを進めます。

また、地域住民があらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、人権教育・啓発活動や男女共同参画社会の形成を進めます。

さらに、これらを支える自立した自治体経営の確立に向け、地方分権を一層推進するとともに、行政組織・機構及び事務事業の見直し、職員の意識改革・資質向上、電子自治体の構築、行財政運営の一層の効率化を進めるなど、さらなる行財政改革を計画的・段階的に進めていきます。

また、新町の核となる本庁と地域ごとの支所等との適正な役割・機能分担を段階的に進めていくほか、地域協議会等の地域ごとの住民組織の機能充実を進め、住民サービスの向上と地域住民の意向反映に努めます。

## みんなで作るまちづくり

- 新時代のコミュニティ形成
- 人権尊重のまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の形成
- 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- 自立した自治体経営の確立

## 主な検討事業

- 新時代のコミュニティ形成
- ・地域活動の育成と支援
- ・町内会組織の支援
- ・各種団体の支援
- ・各種まちづくり活動の育成・支援
- ・地区担当職員制度
- ・各地域リーダーの育成
- 人権尊重のまちづくりの推進
- ・人権擁護活動の推進
- 男女共同参画社会の形成
- ・女性団体への活動支援
- ・女性団体リーダーの養成
- 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- ・自立的なまちづくり活動の促進
- ・広報広聴活動の充実
- ・住民のまちづくりへの参加促進
- 自立した自治体経営の確立
- ・財政健全化計画及び公債費負担適正化計画の策定
- ・職員の質の向上と定数管理の適正化
- ・行財政の計画的、効率的な運営
- ・行政の情報化推進（電子自治体基盤整備事業など）
- ・各町ネットワークシステムの統一化
- ・電算システムの統合整備

### 3 人口の見通し

#### (1) 人口

##### 総人口

国勢調査結果に基づき、人口推計を行った結果によると、新町の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成12年の11,842人から、合併後おおむね10年後である平成26年には10,010人になることが予測されます。このため、合併によってさらなる地域の活性化を図り、人口の減少を抑制する必要があります。

なお人口推計は、全国の自治体で現在多く使われているコーホートセンサス変化率法を使用し、平成7年と12年の直近2回の国勢調査結果をもとに町ごとに推計し、それを合算したものです（詳細は別資料参照）。

##### 年齢階層別人口

年齢階層別の人口構成をみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子・高齢化が一層進むことが予想され、年少人口（14歳以下）は平成12年の1,465人（12.4%）から平成26年には1,210人（12.1%）に、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の6,984人（59.0%）から平成26年には5,120人（51.1%）に、老年人口（65歳以上）は平成12年の3,393人（28.7%）から平成26年には3,680人（36.8%）になることが想定されます。

#### (2) 世帯数

世帯数については、核家族化の一層の進行が見込まれる一方で、人口減の影響により全体的には減少傾向が予想され、平成12年の4,595世帯から平成26年には4,170世帯になることが想定されます。

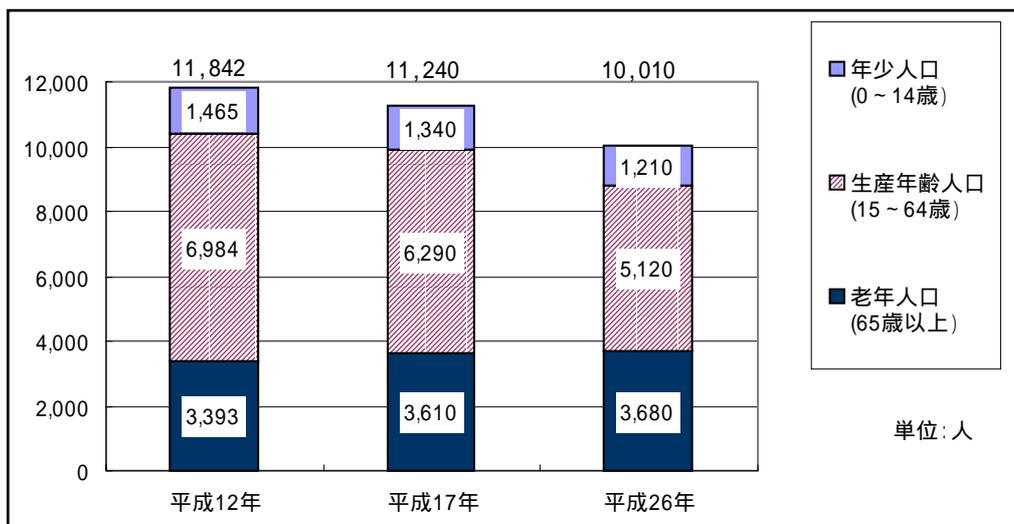
また、一世帯当人数については、平成12年の2.58人から平成26年には2.40人に減少することが想定されます。

人口と世帯の見通し

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成26年	年平均伸び率	
					H12-H17	H17-H26
総人口		11,842	11,240	10,010	1.04	1.28
年少人口 (14歳以下)		1,465 (12.4%)	1,340 (11.9%)	1,210 (12.1%)	1.77	1.13
生産年齢人口 (15～64歳)		6,984 (59.0%)	6,290 (56.0%)	5,120 (51.1%)	2.07	2.26
老年人口 (65歳以上)		3,393 (28.7%)	3,610 (32.1%)	3,680 (36.8%)	1.25	0.21
世帯数		4,595	4,500	4,170	0.42	0.84
一世帯当人数		2.58	2.50	2.40	-	

注) 平成12年は実績値。推計値は、コーホートセンサス変化率法等により推計したものである。



## 4 土地利用の方向

### (1) 土地利用の基本方針

新町においてめざすべき土地利用の基本方針を次のとおり定め、国土利用計画や都市計画、農業振興地域整備計画を早い時期に策定するとともに、「自然」と「暮らし」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成に努めます。

豊かな自然と景観の保全

ネットワーク化された道路・交通体系の確立

産業基盤の確立

優良農地の保全と活用

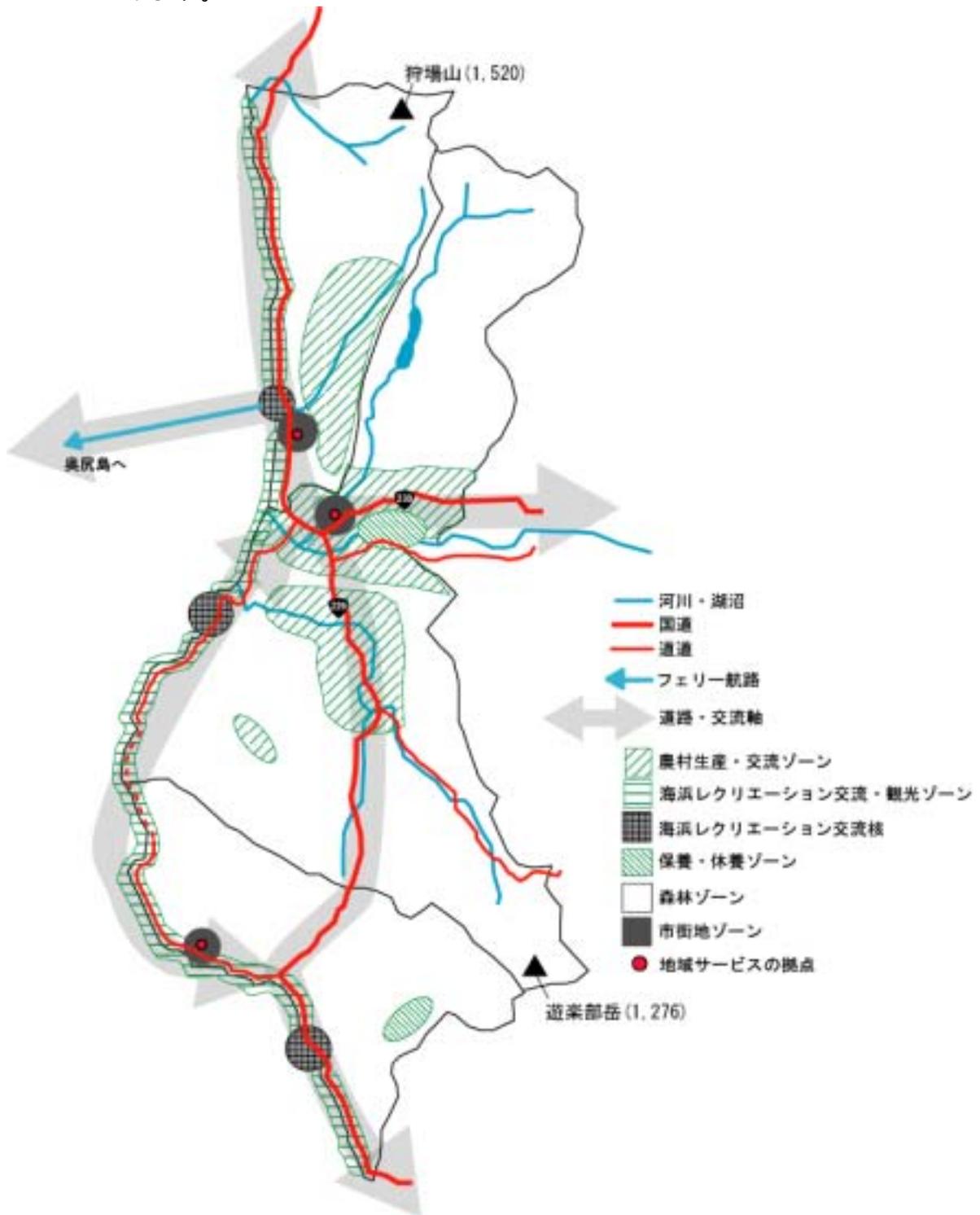
快適な生活空間の確保

にぎわいのある市街地の形成

観光・交流拠点の整備

(2) 土地利用の現状

新町における土地利用は現状のゾーン及び拠点を基本にして方針を定めます。



**道路・交流軸**

地域の活性化につながる道路・交流軸の整備に努めます。

**農村生産交流ゾーン**

食糧の生産拠点として整備を進めるとともに、交流空間として活用します。

**海浜レクリエーション交流・観光ゾーン**

美しい海岸線の整備を進めるとともに、都市住民との交流空間として活用します。また、港湾・漁港については、交流の場、観光の場としての整備、生産基盤の整備を進めます。

**海浜レクリエーション交流核**

海浜レクリエーション交流・観光ゾーンのうち、観光・交流施設が集中している地区を海浜レクリエーション交流核と位置づけ、交流拠点としての整備に努めます。

**保養・休養ゾーン**

レクリエーション施設・温泉施設が立地する地域を保養・休養ゾーンと位置づけ、観光・交流拠点としての整備に努めます。

**森林ゾーン**

森林ゾーンについては、森林資源の保全を図るとともに、森にふれあうレクリエーション等の用途に活用します。

**市街地ゾーン**

既存の市街地は市街地ゾーンと位置づけ、便利で快適なにぎわいのある市街地の形成に努めます。

**地域サービスの拠点**

地域の行政サービスの拠点として、機能の向上を図ります。

